【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月10日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　中　村　　英　剛
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長　　三　木　谷　　正　直 連絡場所　東京都港区三田三丁目５番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

（1） 【ファンドの名称】

ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）（以下「当ファンド」といいます。）

（2） 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（3） 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（4） 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（5） 【申込手数料】

① 取得申込金額(取得申込口数に発行価格を乗じた額)に対し、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た額とします。平成27年8月10日現在における手数料率の上限は2.16%(税抜 2%)です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(8%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

③ 「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）　【申込単位】

①　申込単位は販売会社が別に定める単位とします。

②　申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(注)　「自動けいぞく投資コース」を選択された申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

（７）　【申込期間】

平成27年8月11日から平成28年2月10日まで

※　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）　【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（９）　【払込期日】

取得申込代金は、販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

（１０）　【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（１１）　【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）　【その他】

○　投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年１月４日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

（１） 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 主として、ＬＡ ＵＳインカムマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ.主として、米国の債券市場３セクター（高格付け債・株式関連債・ハイイールド債）に分散投資します。

＊外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

Ⅱ.様々な景気・金利局面により、それぞれ異なる動きをする３つのセクターを効果的に組み合わせ、安定的なリターンの確保を目指します。

Ⅲ.マザーファンドの運用は、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーが行います。

Ⅳ.毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として利子・配当等収益等を中心に分配を行います。

② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類一覧表　　（注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型 ●追加型	国　内 ●海　外 内　外	株　式 ●債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分　類　の　定　義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表　　（注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券）※1 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） ●年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 ●北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ※2 あり ●なし

※1　当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。
※2　「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

・属性区分定義

該当区分	区　分　の　定　義
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）　【ファンドの沿革】

平成13年12月３日　　信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成14年７月22日	マザーファンドの運用委託先であるロード・アベット・アンド・カンパニーがロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーに商号変更
平成19年１月４日	投資信託振替制度へ移行
平成19年７月１日	当ファンドの名称を「富士ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）」から「MHAM　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）」に変更 当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの名称を「富士ＵＳインカムオープンマザーファンド」から「ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド」に変更

（３）　【ファンドの仕組み】

①　当ファンドの運営の仕組み

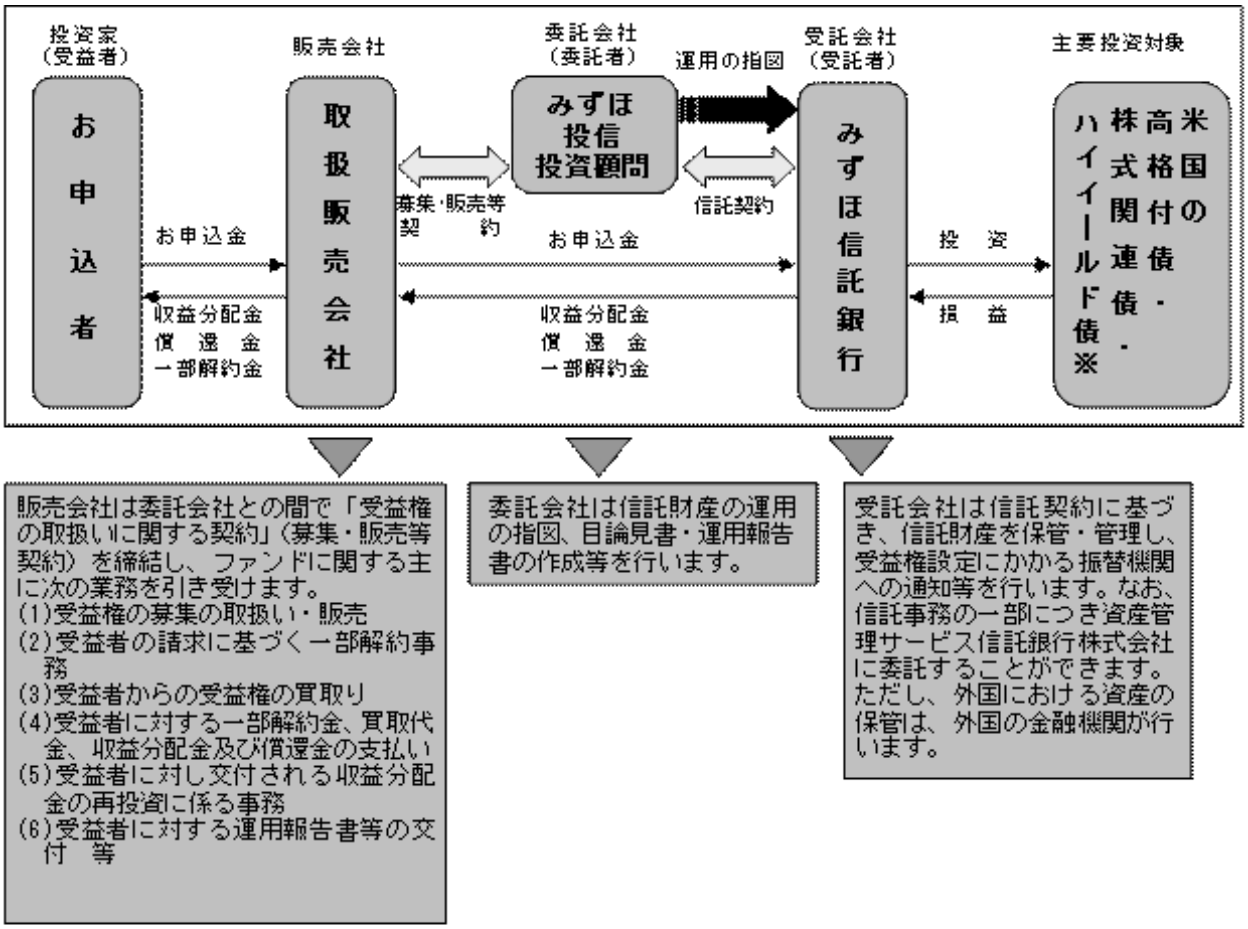

※ 主要投資対象である米国の高格付債・株式関連債・ハイイールド債には、主として、ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドを通じて投資を行います。
※ 当ファンドが主要投資対象とするＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、ロード・アベット・アンド・カンパニー　エルエルシー（以下「ロード・アベット社」といいます。）に委託します。

ロード・アベット社は、委託会社との「投資運用委託契約」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、マザーファンドにおいて、有価証券等の投資判断および発注等を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

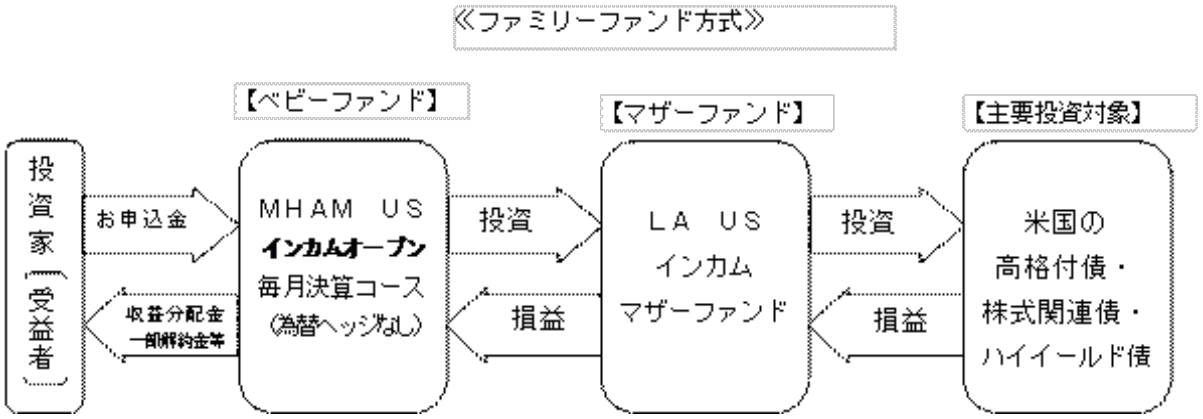

※　ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※　マザーファンドのほかに、債券等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

１．資本金の額　20億4,560万円(平成27年5月末日現在)

２．会社の沿革

昭和39年５月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成９年10月１日	「株式会社第一勧業投資顧問」 「勧角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年７月１日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年７月１日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

３．大株主の状況(平成27年5月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー　エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

２ 【投資方針】

（１） 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

② 運用方法

１．主要投資対象

ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券等へ直接投資する場合もあります。

２．投資態度

ａ．主としてＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。

◆　主として、米国の債券市場３セクター（高格付債※1・株式関連債※2・ハイイールド債※3）に分散投資します。

マクロ経済分析・景気サイクル局面分析等を通じて経済の大きなトレンドを捉え、様々な景気・金利局面に応じて米国の債券市場３セクターの相対価値を判断し、これらを効果的に組合せることで中長期的な成長を目指します。

（主要投資対象とする３つのセクター）

３つのセクター	
高格付債	国債、政府機関債およびモーゲージ証券等、債券の元本や利息の支払いの確実性が高いものとして、格付会社から投資適格の格付※4を付与された債券のことをいいます。
株式関連債	転換社債等、株価との連動性が高い債券です。
ハイイールド債	事業会社等の発行する債券のうち、投資適格未満の格付（投機的格付）を付与されているもの等、高格付債に比べ信用度は低いが高い利回りで流通・発行されている債券です。

※1　高格付債とは、投資適格格付を付与されている債券で、主に米国の国債、モーゲージ証券、投資適格格付の社債等がこれにあたります。モーゲージ証券とはモーゲージ（不動産抵当貸付債権）を裏付けに発行される証券です。一般に高格付債は信用リスクが低く、流動性も高いといえますが、社債・モーゲージ証券等は高格付であっても国債等に比べて流動性は劣ります。

※2　株式関連債とは、転換社債（わが国の法令上は新株予約権付社債に区分されます。以下同じ。）や転換優先株式等を指します。これらには普通株式等への転換権が付与されているため、その価格は金利変動等による通常の債券としての価格変動のほか、株式の価格を反映して変動します。

※3　ハイイールド債とは、事業会社の発行者（発行体）が発行する債券のうち、投機的格付を付与されているもの、および格付を付与されていないがそれらと同等と判断される債券をいいます。
一般に、債券の利息及び元本の支払いは、発行体、あるいは債券の構造上の返済能力に依存すると考えられます。ハイイールド債はこれらの返済能力が上位格付の債券に比べて相対的に低いと考えられ、かつ多くの場合無担保で発行されています。したがって、市場においても通常、上位格付の債券に比べてより高い利回りで発行され流通しています。
ハイイールド債の市場価格は、他の債券と同様、金利変動等の種々の影響を受けますが、上位格付の債券と比べ、当該債券及びその発行体に関わる信用状況の変化の影響を、より大きく受ける可能性があります。

※4　格付とは、債券の元本や利息の支払いの確実性の度合いを示すものであり、S&P（スタンダード・アンド・プアーズ）社やムーディーズ社などの格付会社によって格付けされる債券の信用度で、上位４つの格付であるBBB／Baa以上の格付（投資適格格付）を付与されている債券を高格付債、BB／Ba以下の格付（投機的格付）を付与されている債券をハイイールド債といいます。

格付	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合

高い	AAA	Aaa	
	AA	Aa	高格付債
	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	
	B	B	
	CCC	Caa	ハイイールド債
	CC	Ca	
	C	C	
低い	D	―	

※　当ファンドは格付のない債券に投資することもあります。
※　通常の状態では、高格付債、株式関連債、ハイイールド債への投資比率を高位に保つことを基本とします。ただし、投資環境に応じて基準価額の変動リスク低減のため必要と判断したとき、あるいはファンドの資金状況や一部解約への対応等のため必要と判断したときは、これらへの投資に代わり、一時的に短期金融商品等での運用を行うことがあります。

ｂ.原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動リスクがあります。

◆　当ファンドは、実質組入※外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、為替相場の変動の影響を受けます。

※　「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

ｃ.資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ｄ.マザーファンドの運用は、効率化を図るため、運用指図に関する権限を、ロード・アベット社に委託します。

◆　マザーファンドにおける外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③　ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資を行います。なお、マザーファンドにおける投資は、ロード・アベット社により以下のプロセスのもとで行われます。

米国の債券市場は高格付債、株式関連債及びハイイールド債の３つのセクターに分けることが出来ます。各セクターは、様々な景気・金利局面により、それぞれ異なる動きをします。こうした３つのセクターを効果的に組合せ、安定的なリターンの確保を目指します。

運用プロセス

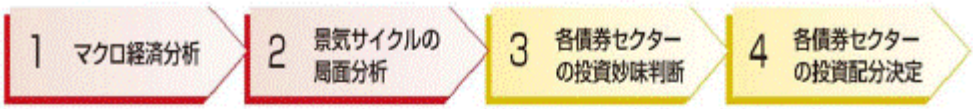

景気局面と３つのセクターの組み合わせ（概念図）

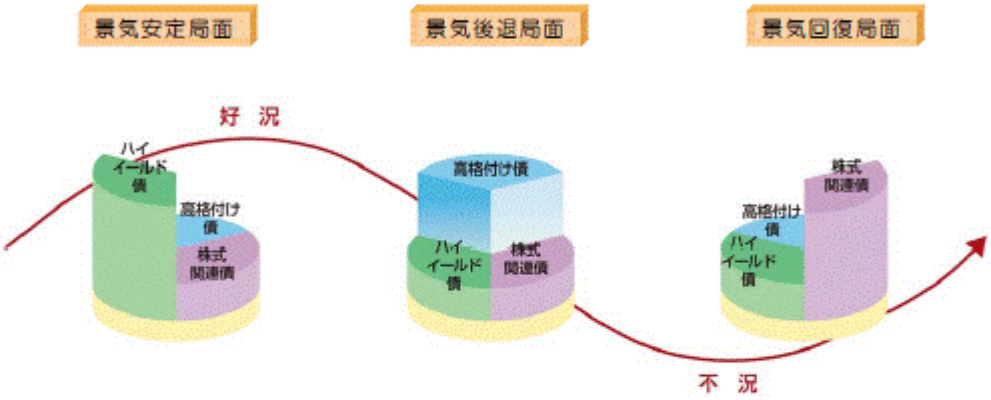

３つのセクターの特性と銘柄選定

ハイイールド債	高格付け債	株式関連債
高利回りなハイイールド債への投資妙味が高まる局面とは、景気の安定的な成長が見込まれ、債券発行企業の信用リスクが低下するような局面と考えます。	高格付け債への投資妙味が高まる局面とは、景気後退局面すなわちインフレが低下し信用リスクが増大し金利低下が期待できるような局面と考えます。	株式関連債への投資妙味が高まる局面とは、投資対象企業の業績成長期待から株価が上昇しやすくなる不況からの回復局面と考えます。
↓	↓	↓
定量・定性分析を通じ割安と判断される債券に投資します。	景気・金利の大きな局面を踏まえたうえで割安性を重視しアクティブに投資します。	マクロ経済・産業分析を踏まえ、定量・定性分析を通じ割安と判断される債券に投資します。

※ 上記は当該3つのセクターの特性を説明するものであり、実際の投資局面での投資等を約束または保証するものではありません。

※　株式関連債およびハイイールド債への投資にあたっては、企業調査およびクレジット分析により投資機会を捉え、また、分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

※　株式への投資（転換社債等の転換等により取得するものを含みます。（以下同じ。））を行うことがあります。

※　組入債券がデフォルト（債務不履行）に陥った場合、原則として速やかに売却することを基本とします。

※　CCC（トリプルシー）/Caa（シーダブルエー）以下の格付（同等とみなされるものを含む）の株式関連債及びハイイールド債への投資は、合計で信託財産の純資産総額の20%以内とすることを原則とします。

※　同一企業の発行する株式関連債、ハイイールド債への投資は、合計で信託財産の純資産総額の10%以内とすることを原則とします。

※　米国以外の発行体が発行する米ドル建の株式関連債への投資は、投資する株式関連債全体の10%以内とすることを原則とします。なお、投資に際しては、その発行する国の問題（事情）よりも、その発行企業の信用を重視するものとします。

※　米国以外の発行体が発行する米ドル建のハイイールド債への投資は、投資するハイイールド債全体の10%以内とすることを原則とします。なお、投資に際しては、その発行する国の問題（事情）よりも、その発行企業の信用を重視するものとします。

注)上記の投資制限は、市場環境の動向等に応じて変更される場合があります。

＜ロード・アベット社（Lord, Abbett & Co. LLC）について＞

設立：1929年

所在地：米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地

運用資産：約1,382億米ドル（2015年3月末日現在）

米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

※　マザーファンドの投資プロセスは、ロード・アベット社の米国での永年にわたる運用実績に裏付けられた手法に基づいております。短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底し、中長期的に高いリターンの達成を目指しています。

（ロード・アベット社　債券運用の投資哲学）

・　インカムゲイン（金利収入）を重視し、総合収益の向上を目指します。

・　ロード・アベット社独自のインフレ、金融政策、景気サイクルに対する分析に基づき、投資債券の残存期間・セクターを決定します。

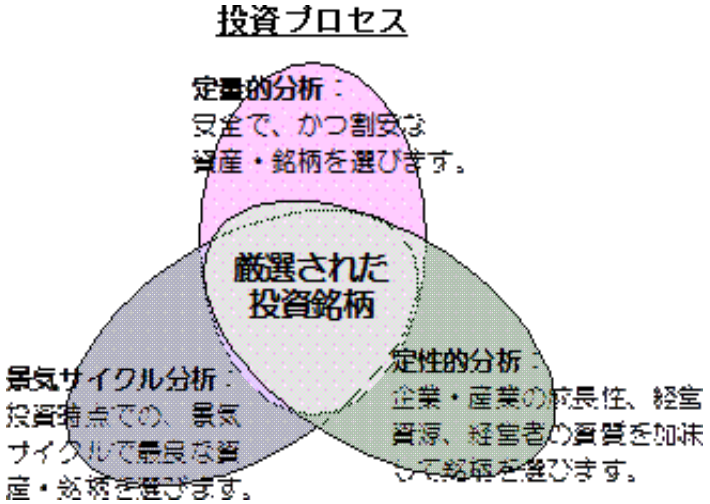

＊上記プロセスは、今後変更される場合があります。

（２）　【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a.有価証券

b.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。）

c.金銭債権

d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

a.為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、みずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および８.において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記１．から７．の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記１.の証券または証書および前記８.の証券または証書のうち前記１.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記２.から５.までの証券および前記８.の証券または証書のうち前記２.から５.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

（３）　【運用体制】

①　意思決定プロセス

委託会社は、ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドの信託財産の運用に関し、運用指図に関する権限をロード・アベット社（投資顧問会社）に委託しますが、ベビーファンドである当ファンドの信託財産の運用管理につきましては、ファンド設定者である委託会社がマザーファンドへの出資額の決定および出資比率の維持・管理を行います。なお、当ファンドのマザーファンドへの出資比率は、原則として高位を維持するものとします。

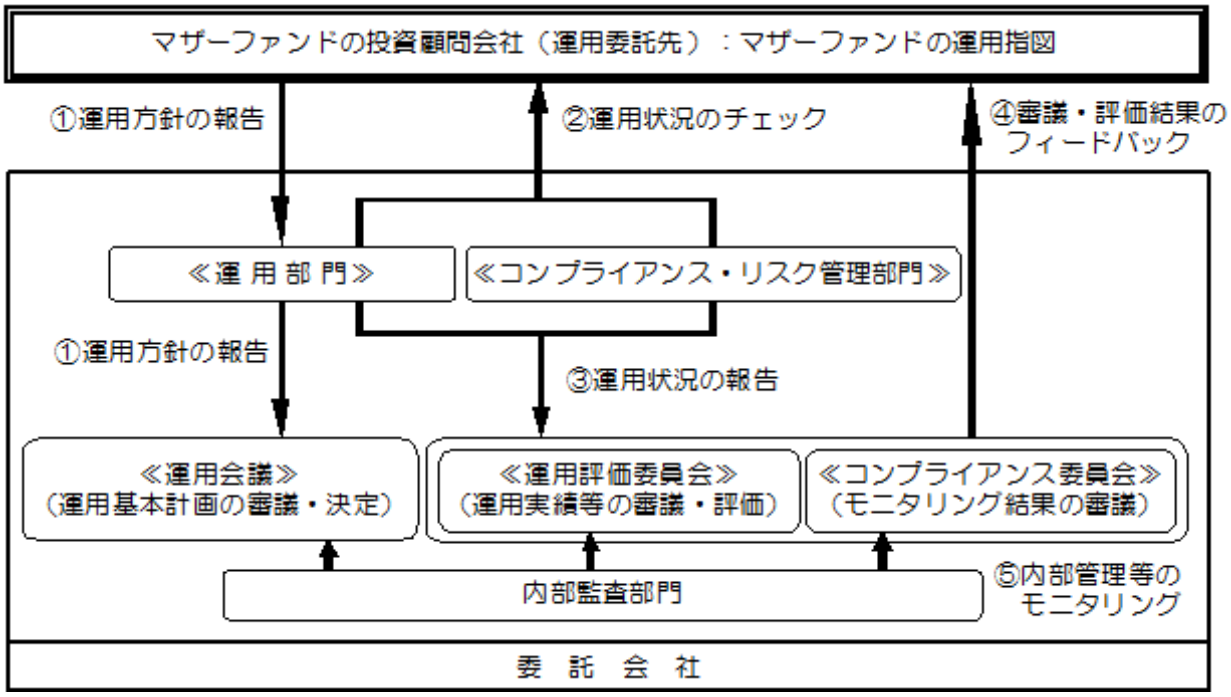

１．ロード・アベット社（マザーファンドの投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、マザーファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。

２．委託会社の運用部門、コンプライアンス・リスク管理部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。

３．運用部門、コンプライアンス・リスク管理部門は、２．の結果を踏まえて「運用評価委員会」、「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。

４．「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。

５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成27年3月末現在3名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

※　なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

＜ロード・アベット社（投資顧問会社）の運用体制＞

ロード・アベット社は、投資運用委託契約中の運用ガイドライン等に則り、個別銘柄選択などの投資判断およびこれに付随して発生するトレーディングを行います。当社の運用は、短期的な市場の変動

に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底することにより、中長期的に高いリターンの達成を目指すことが特徴であり、運用プロダクト毎のポートフォリオマネージャーが、それぞれ独自のスタイルに基づいて運用を行います。担当ポートフォリオマネージャーは、運用対象資産を担当するリサーチアナリストからの情報に基づき運用を行います。また、他のポートフォリオマネージャーやリサーチアナリストのリサーチ情報を活用します。

当社の運用評価は、運用部門から独立したリスク管理部門が、月次でリスク・リターン分析を行います。また、四半期毎に開催される主要パートナーによるレビューにおいて、運用審査が行われます。

法務部門およびコンプライアンス部門は、ポートフォリオに関する監査・ガイドラインチェック、売買状況チェック（インサイダー・トレーディング、個別銘柄組入れ比率、投資対象国等のチェック）を実施します。

ロード・アベット社では、内部監査は通常の業務プロセスの中で継続的に行います。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが、運用、トレーディング、計理、コンプライアンスの各部署を、諸規定、コンプライアンス・ポリシーの観点から随時管理監督します。

※　なお、上記の運用体制および組織の名称等については、変更になることがあります。

②　関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

（４）　【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時（原則として毎月10日、ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２．収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に分配を行います。ただし、基準価額水準によっては、売買益等が中心となる場合があります。

３．収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②　収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

[収益分配金に関する留意事項]

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

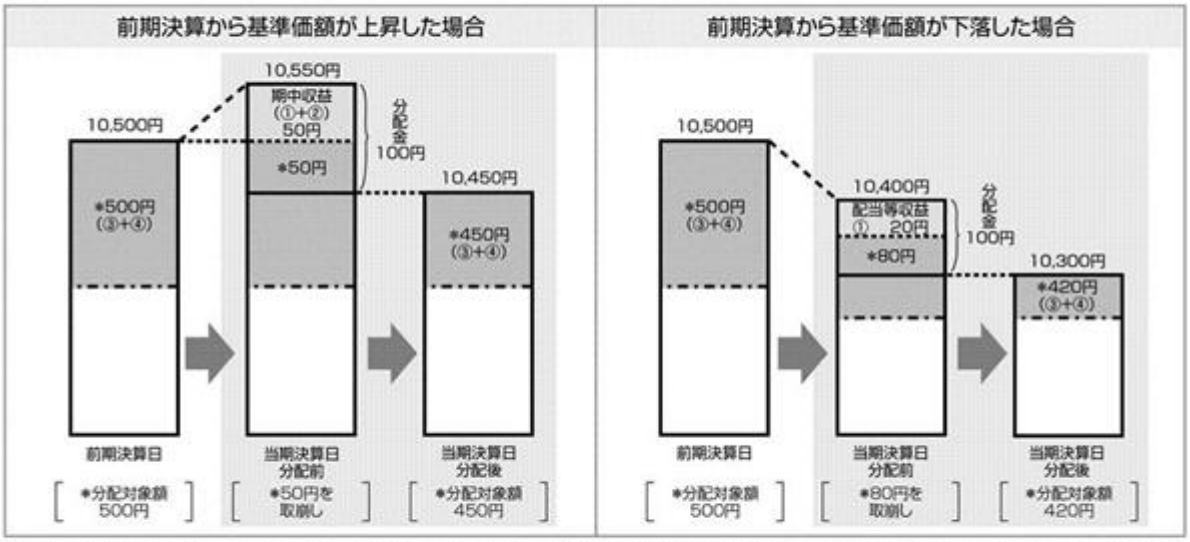

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

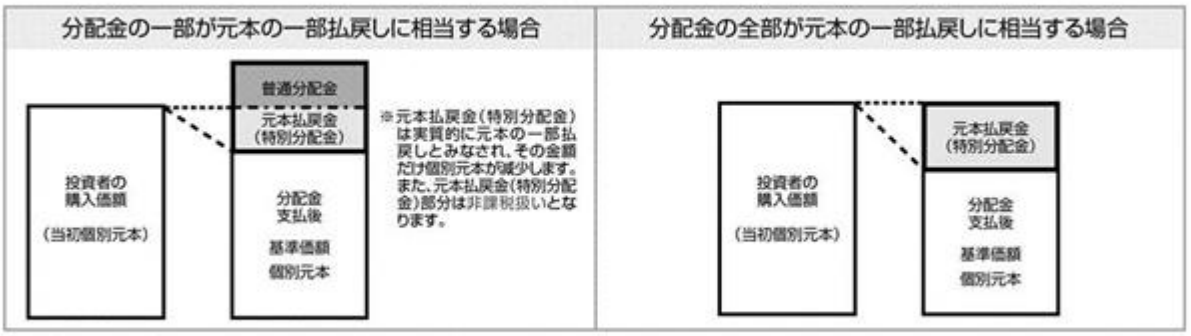

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

（５）　【投資制限】

ａ．約款で定める投資制限

①　株式および新株引受権証券等(約款第22条、第23条および第24条)

１．委託会社は、信託財産に属する株式への実質投資割合※が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図はしません。

※　「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

２．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、約款「運用の基本方針」の範囲内で証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

②　転換社債等（約款第29条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。（両者および前記(2)投資対象②有価証券の指図範囲８．において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。））への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

③　外貨建資産（約款 運用の基本方針（3）運用制限、約款第31条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④　外国為替予約(約款第32条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤　信用取引（約款第25条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．前記１．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

ａ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ｂ．株式分割により取得する株券

ｃ．有償増資により取得する株券

ｄ．売り出しにより取得する株券

e．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ｆ.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記e．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥　信用リスク集中回避のための投資制限(約款第25条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦　デリバティブ取引等（約款第25条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧　有価証券先物取引等(約款第26条)

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象　③金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つこの⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

３．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象　③金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象　③金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用している額（以下このｂ.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款に定める組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つこの⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑨　スワップ取引(約款第27条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下この３．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

４．前記３．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

５．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩　金利先渡取引および為替先渡取引(約款第28条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

２．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

３．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この３．において同じ。）が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

４．前記３．においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

５．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪　有価証券の貸付(約款第30条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ｂ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫　資金の借入れ(約款第39条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

３．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｂ．法令で定める投資制限

○　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドの投資方針および主な投資制限

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

２．運用方法

(1) 投資対象

米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイイールド債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として米国の国債、アセットバック証券等の高格付債、転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。

② 景気や金利の局面に応じ、高格付債、株式関連債、ハイイールド債の効果的な組合せを図ります。

③ 組入債券がデフォルトした場合、速やかに売却することを基本とします。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット社に委託します。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

② 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行います。

⑥ スワップ取引は約款第16条の範囲で行います。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第17条の範囲で行います。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、主としてＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド受益証券への投資を通じて米国の公社債等などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

・投資信託は預貯金とは異なります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

なお、当ファンドが投資対象とする公社債のうち、ハイイールド債の価格は、一般的に金利変動より景気や企業業績などに起因する発行体の財務内容や信用状況の変化の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、債券価格が上昇することもあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、債券価格が下落し、当ファンドの基準価額が下がることもあります。

② 株価変動リスク

転換社債等の株式関連債は、一般的に不況からの回復局面では、企業収益の回復によりその価値が増加し、景気後退局面では企業収益の悪化によりその価値が減少します。また、発行体の株価の変動により価格が変動することや、株式市場全体の相場変動によって価格が変動することがあります。株式への投資を行っている場合には、投資する企業の株価の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

③ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。なお、当ファンドが投資対象とする公社債のうち、ハイイールド債は、信用度が高い高格付債と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付の引き下げ・引き上げ）により、公社債の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑥ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

運用指図に関する権限の委託を受けたロード・アベット社は、以下の体制によりマザーファンドのリスク管理を行います。

運用部門から独立したリスク管理部門が、日次でファンドのリスク分析を行います。

一方、投資ガイドライン、コンプライアンスの抵触状況は、システム的に管理し、ガイドライン等に抵触する取引が含まれる場合には、運用部門・法務部門・コンプライアンス部門へ連絡を入れ、対応を図ります。

みずほ投信投資顧問においては、ロード・アベット社からのレポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理します。コンプライアンス・リスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施します。

また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてロード・アベット社への注意・勧告などを行います。

※　上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較（2010年6月～2015年5月）

■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

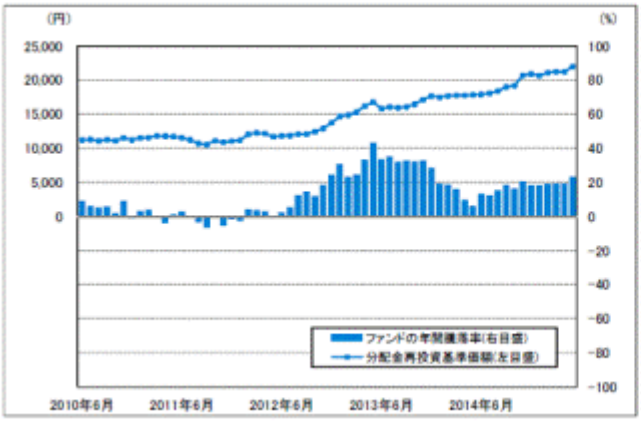

分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
（以下同じ。）
年間騰落率（各月末時点について１年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

■当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

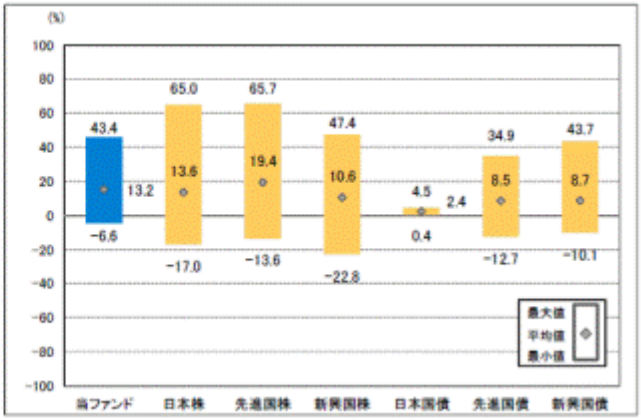

上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2010年6月～2015年5月の５年間における年間騰落率（各月末時点について１年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。
当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。
代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

＊ 各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）配当込み
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）
※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。
「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
「NOMURA-BPI国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4 【手数料等及び税金】

（１） 【申込手数料】

① 申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に対し、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とします。平成27年8月10日現在における手数料率の上限は2.16%（税抜2%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

③ 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞
商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価

（２） 【換金（解約）手数料】
ありません。

（３） 【信託報酬等】
① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.782%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.80%	0.75%	0.10%

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

③ マザーファンドの投資顧問会社であるロード・アベット社が受ける報酬は運用の対価等として、マザーファンドに投資するファンドから委託会社が受ける信託報酬より支払期日毎に支弁するものとし、当ファンドにかかるその報酬額は、当ファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た額とします。

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４） 【その他の手数料等】
① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担

とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

＜主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容＞

信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理に係る諸経費
信託財産の財務諸表の監査に要する費用	監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

（５） 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

＊ 平成28年１月１日から、上記の損益通算および３年間の繰越控除の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	－	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年４月１日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度が開始されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	－	15%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③　個別元本について

1．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

4．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「②　収益分配時における課税上の取扱いについて」をご参照ください。)

※　上記の内容は平成27年5月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※　課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※　買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

５ 【運用状況】

（１） 【投資状況】（平成27年5月29日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券	日本	6,153,588,367	99.32
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	42,110,591	0.67
合　計（純資産総額）		―	6,195,698,958	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）
（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	アメリカ	332,518,220	4.05
	新株予約権証券	アメリカ	25,452,993	0.31
	国債証券	アメリカ	163,750,109	1.99
		ケイマン諸島	28,519,765	0.34
		バミューダ	26,663,815	0.32
	社債券	アメリカ	5,456,333,519	66.46
		ルクセンブルグ	127,899,931	1.55
		ケイマン諸島	111,807,122	1.36
		カナダ	97,043,601	1.18
		オランダ	82,956,513	1.01
		イギリス	79,835,612	0.97
		オーストラリア	35,129,652	0.42
		バミューダ	27,889,706	0.33
		ドイツ	25,612,110	0.31
		リベリア	25,333,717	0.30
		プエルトリコ	19,278,680	0.23
		フランス	7,640,327	0.09
		シンガポール	6,526,757	0.07
	新株予約権付社債券	アメリカ	1,010,084,303	12.30
		ケイマン諸島	69,536,260	0.84
	投資証券	アメリカ	7,709,616	0.09
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	441,654,434	5.38
合　計（純資産総額）		―	8,209,176,762	100.00

（２） 【投資資産】(平成27年5月29日現在)

①　【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量(口数)	帳簿価額 単　価 (円)	帳簿価額 金　額 (円)	評価額 単　価 (円)	評価額 金　額 (円)	投資比率 (%)
1	ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	1,721,813,248	3.4492	5,938,878,256	3.5739	6,153,588,367	99.32

（参考）ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	利率 (%)	償還期限	数量 (株式数/券面総額)	帳簿価額 単　価 (円)	帳簿価額 金　額 (円)	評価額 単　価 (円)	評価額 金　額 (円)	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B 0.5%	国債証券	アメリカ	—	0.500	2017年3月31日	1,325,000	12,362.85	163,807,766	12,358.49	163,750,109	1.99
2	JOHNSON&JOHNSON 2.15%	社債券	アメリカ	—	2.150	2016年5月15日	1,000,000	12,648.11	126,481,136	12,573.35	125,733,559	1.53
3	WHITEWAVE FOODS 5.375%	社債券	アメリカ	—	5.375	2022年10月1日	900,000	13,226.04	119,034,446	13,362.84	120,265,560	1.46
4	T-MOBILE USA INC 6.5%	社債券	アメリカ	—	6.500	2024年1月15日	825,000	12,867.17	106,154,153	13,053.51	107,691,498	1.31
5	MYLAN INC 3.75%	新株予約権付社債券	アメリカ	—	3.750	2015年9月15日	150,000	53,473.01	80,209,517	67,417.38	101,126,075	1.23
6	NETFLIX INC 5.375%	社債券	アメリカ	—	5.375	2021年2月1日	735,000	12,737.45	93,620,304	12,960.71	95,261,273	1.16
7	AMAZON.COM INC 4.8%	社債券	アメリカ	—	4.800	2034年12月5日	700,000	13,709.75	95,968,279	12,809.95	89,669,667	1.09
8	GENERAL ELEC CAP VAR	社債券	アメリカ	—	7.125	2049年12月29日	600,000	14,590.65	87,543,924	14,430.01	86,580,067	1.05
9	PRICELINE GROUP INC 1%	新株予約権付社債券	アメリカ	—	1.000	2018年3月15日	500,000	16,559.00	82,795,043	16,912.34	84,561,721	1.03
10	REGENERON PHARMACE1.875%	新株予約権付社債券	アメリカ	—	1.875	2016年10月1日	105,000	65,249.81	68,512,301	75,359.30	79,127,267	0.96
11	MASTERCARD 3.375%	社債券	アメリカ	—	3.375	2024年4月1日	580,000	13,146.66	76,250,666	12,886.28	74,740,432	0.91
12	ALIBABA GROUP 3.6%	社債券	ケイマン諸島	—	3.600	2024年11月28日	600,000	12,535.30	75,211,854	12,220.84	73,325,095	0.89
13	TESLA MOTORS INC 1.25%	新株予約権付社債券	アメリカ	—	1.250	2021年3月1日	610,000	10,717.24	65,375,220	11,963.14	72,975,180	0.88
14	FMR LLC 5.35%	社債券	アメリカ	—	5.350	2021年11月15日	500,000	14,469.90	72,349,509	14,245.20	71,226,040	0.86
15	DOMINION RESOURCES 6.0% (PFD)	株式	アメリカ	公益事業	—	—	10,000	7,566.08	75,660,895	7,074.88	70,748,814	0.86
16	GILEAD SCIENCES 3.5%	社債券	アメリカ	—	3.500	2025年2月1日	550,000	13,079.20	71,935,607	12,677.00	69,723,525	0.84
17	VIPSHOP HOLDING 1.5%	新株予約権付社債券	ケイマン諸島	—	1.500	2019年3月15日	400,000	17,449.64	69,798,567	17,384.06	69,536,260	0.84
18	INTL LEASE FIN 8.25%	社債券	アメリカ	—	8.250	2020年12月15日	450,000	15,155.68	68,200,594	15,064.12	67,788,573	0.82
19	SWK 6.25%(PFD)	株式	アメリカ	資本財	—	—	4,250	14,604.50	62,069,154	14,445.47	61,393,279	0.74
20	AMG CAPITAL TRUST 5.15%(PFD)	株式	アメリカ	各種金融	—	—	7,900	7,714.56	60,945,067	7,663.98	60,545,478	0.73
21	JARDEN CORP 1.875%	新株予約権付社債券	アメリカ	—	1.875	2018年9月15日	270,000	20,621.70	55,678,598	21,791.94	58,838,254	0.71
22	CIT GROUP INC 5%	社債券	アメリカ	—	5.000	2022年8月15日	425,000	13,053.51	55,477,438	12,713.25	54,031,344	0.65
23	IFM US COLONIAL 6.45%	社債券	アメリカ	—	6.450	2021年5月1日	400,000	13,707.04	54,828,177	13,501.64	54,006,561	0.65
24	KB HOME 1.375%	新株予約権付社債券	アメリカ	—	1.375	2019年2月1日	450,000	11,771.53	52,971,906	11,970.87	53,868,948	0.65

25	WELLS FARGO CO 7.5%(PFD)	株式	アメリカ	銀行	―	―	360	153,672.65	55,322,157	149,589.56	53,852,245	0.65
26	ALLIANCE DATA SYS 6.375%	社債券	アメリカ	―	6.375	2020年4月1日	400,000	12,790.58	51,162,355	12,945.25	51,781,005	0.63
27	HCA INC 7.5%	社債券	アメリカ	―	7.500	2022年2月15日	350,000	14,629.71	51,203,990	14,515.01	50,802,548	0.61
28	MALLINCKPODT 4.75%	社債券	ルクセンブルグ	―	4.750	2023年4月15日	425,000	11,692.48	49,693,061	11,901.27	50,580,436	0.61
29	LLOYDS BANKING GROUP 4.5	社債券	イギリス	―	4.500	2024年11月4日	400,000	12,961.74	51,846,977	12,625.00	50,500,003	0.61
30	3M COMPANY 2%	社債券	アメリカ	―	2.000	2022年6月26日	400,000	12,340.86	49,363,469	12,108.19	48,432,772	0.58

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.32
合　計		99.32

（参考）ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	0.44
		資本財	0.74
		銀行	0.87
		各種金融	0.73
		電気通信サービス	0.37
		公益事業	0.86
	新株予約権証券	―	0.31
	国債証券	―	2.66
	社債券	―	74.34
	新株予約権付社債券	―	13.15
	投資証券	―	0.09
合　計			94.61

②　【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③　【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）　【運用実績】
①　【純資産の推移】
平成27年5月29日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）	1口当たり純資産額（円）

計算期間	年月日	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8特定期間	平成17年11月10日	48,137	48,334	0.9769	0.9809
第9特定期間	平成18年5月10日	41,652	41,828	0.9462	0.9502
第10特定期間	平成18年11月10日	40,331	40,491	1.0083	1.0123
第11特定期間	平成19年5月10日	38,034	38,177	1.0678	1.0718
第12特定期間	平成19年11月12日	31,505	31,636	0.9664	0.9704
第13特定期間	平成20年5月12日	26,846	26,968	0.8786	0.8826
第14特定期間	平成20年11月10日	18,597	18,710	0.6570	0.6610
第15特定期間	平成21年5月11日	19,395	19,505	0.7010	0.7050
第16特定期間	平成21年11月10日	19,234	19,342	0.7169	0.7209
第17特定期間	平成22年5月10日	18,218	18,314	0.7564	0.7604
第18特定期間	平成22年11月10日	13,325	13,400	0.7051	0.7091
第19特定期間	平成23年5月10日	11,311	11,375	0.6975	0.7015
第20特定期間	平成23年11月10日	8,925	8,981	0.6395	0.6435
第21特定期間	平成24年5月10日	8,111	8,160	0.6683	0.6723
第22特定期間	平成24年11月12日	7,274	7,318	0.6691	0.6731
第23特定期間	平成25年5月10日	8,301	8,339	0.8810	0.8850
第24特定期間	平成25年11月11日	6,922	6,955	0.8362	0.8402
第25特定期間	平成26年5月12日	6,354	6,383	0.8763	0.8803
第26特定期間	平成26年11月10日	6,388	6,415	0.9615	0.9655
第27特定期間	平成27年5月11日	6,022	6,046	0.9967	1.0007
	平成26年5月末日	6,321	—	0.8799	—
	平成26年6月末日	6,256	—	0.8809	—
	平成26年7月末日	6,236	—	0.8851	—
	平成26年8月末日	6,177	—	0.8965	—
	平成26年9月末日	6,256	—	0.9222	—
	平成26年10月末日	6,189	—	0.9257	—
	平成26年11月末日	6,530	—	0.9953	—
	平成26年12月末日	6,450	—	1.0005	—
	平成27年1月末日	6,266	—	0.9854	—
	平成27年2月末日	6,264	—	1.0017	—
	平成27年3月末日	6,172	—	1.0039	—
	平成27年4月末日	6,041	—	0.9990	—
	平成27年5月29日	6,195	—	1.0318	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第8特定期間	0.0215

第9特定期間	0.0240
第10特定期間	0.0240
第11特定期間	0.0240
第12特定期間	0.0240
第13特定期間	0.0240
第14特定期間	0.0240
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0240
第18特定期間	0.0240
第19特定期間	0.0240
第20特定期間	0.0240
第21特定期間	0.0240
第22特定期間	0.0240
第23特定期間	0.0240
第24特定期間	0.0240
第25特定期間	0.0240
第26特定期間	0.0240
第27特定期間	0.0240

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第8特定期間	13.69
第9特定期間	△0.69
第10特定期間	9.10
第11特定期間	8.28
第12特定期間	△7.25
第13特定期間	△6.60
第14特定期間	△22.49
第15特定期間	10.35
第16特定期間	5.69
第17特定期間	8.86
第18特定期間	△3.61
第19特定期間	2.33
第20特定期間	△4.87
第21特定期間	8.26
第22特定期間	3.71
第23特定期間	35.26
第24特定期間	△2.36

第25特定期間	7.67
第26特定期間	12.46
第27特定期間	6.16

（注１）収益率は期間騰落率。
（注２）小数点第３位四捨五入。
（注３）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

（４）　【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第8特定期間	1,365,440,000	6,572,190,000	49,274,190,000
第9特定期間	538,448,474	5,790,356,656	44,022,281,818
第10特定期間	731,126,778	4,753,874,057	39,999,534,539
第11特定期間	193,280,000	4,573,883,392	35,618,931,147
第12特定期間	95,470,000	3,113,290,000	32,601,111,147
第13特定期間	251,629,711	2,296,659,438	30,556,081,420
第14特定期間	70,202,673	2,321,859,351	28,304,424,742
第15特定期間	119,628,808	756,034,109	27,668,019,441
第16特定期間	139,960,259	978,229,728	26,829,749,972
第17特定期間	81,790,607	2,827,024,931	24,084,515,648
第18特定期間	105,840,188	5,291,789,779	18,898,566,057
第19特定期間	3,177,953	2,684,341,716	16,217,402,294
第20特定期間	1,735,573	2,262,432,339	13,956,705,528
第21特定期間	1,137,506	1,819,795,593	12,138,047,441
第22特定期間	294,221	1,265,895,577	10,872,446,085
第23特定期間	738,476	1,449,893,998	9,423,290,563
第24特定期間	1,085,230	1,146,145,739	8,278,230,054
第25特定期間	1,895,827	1,028,671,644	7,251,454,237
第26特定期間	14,015,012	620,978,768	6,644,490,481
第27特定期間	836,498	603,278,376	6,042,048,603

＜参考情報＞

（2015年5月29日現在）

基準価額・純資産の推移

（1万口当たり）

基準価額	10,318円

純資産総額	61.96億円

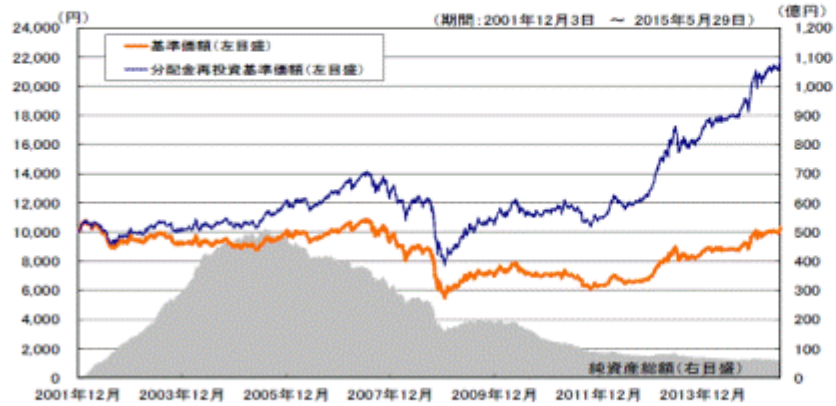

※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。（以下同じ。）
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。（以下同じ。）

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

2015年5月	40円
2015年4月	40円
2015年3月	40円
2015年2月	40円
2015年1月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	6,330円

設定来：2001年12月3日以降

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示（小数点第二位四捨五入）しています。

＜資産の組入比率＞

資産の種類	国内／外国	比率(%)
債券	外国	89.6
株式	外国	4.0
新株予約権証券	外国	0.3
投資証券	外国	0.1
現金・預金・その他の資産		6.0
合　計		100.0

＜３セクターの組入比率＞

種類	比率(%)
高格付け債	25.0
ハイイールド債	51.4
株式関連債等	17.4

※株式関連債等には、転換社債、新株予約権証券および株式を含みます。

＜組入上位10銘柄＞　組入銘柄数376銘柄

順位	銘柄名	種類（種別）	国／地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	米国国債	国債証券	アメリカ	米ドル	0.500	2017年3月31日	2.0
2	ジョンソン・エンド・ジョンソン	社債券	アメリカ	米ドル	2.150	2016年5月15日	1.5
3	ホワイトウェーブ・フーズ	社債券	アメリカ	米ドル	5.375	2022年10月1日	1.5
4	Tモバイル US	社債券	アメリカ	米ドル	6.500	2024年1月15日	1.3
5	マイラン	新株予約権付社債券	アメリカ	米ドル	3.750	2015年9月15日	1.2
6	ネットフリックス	社債券	アメリカ	米ドル	5.375	2021年2月1日	1.2
7	アマゾン・ドット・コム	社債券	アメリカ	米ドル	4.800	2034年12月5日	1.1
8	GE キャピタル・コーポレーション	社債券	アメリカ	米ドル	7.125	2049年12月29日	1.0
9	プライスライン・グループ	新株予約権付社債券	アメリカ	米ドル	1.000	2018年3月15日	1.0
10	リジェネロン・ファーマシューティカルズ	新株予約権付社債券	アメリカ	米ドル	1.875	2016年10月1日	1.0

年間収益率の推移（暦年ベース）

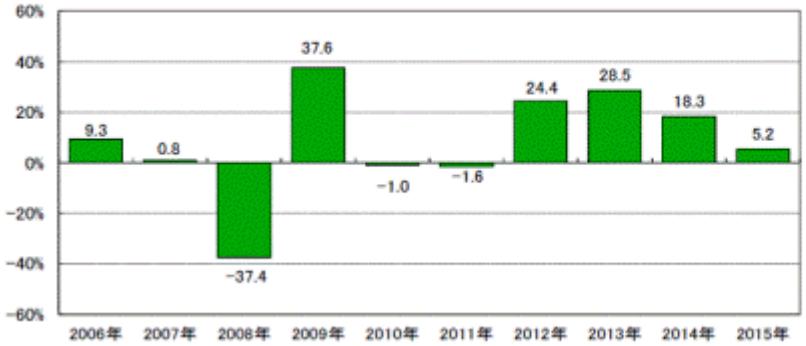

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※2015年は1月から5月末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(7) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２ 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、１万口単位または１口単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※

みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5)　解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、６営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6)　信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。

(7)　信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。

(8)　ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

３　【資産管理等の概要】

（１）　【資産の評価】

①　基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

株式：計算日※における取引所の最終相場（終値）

公社債等：計算日※における以下のいずれかの価額

・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）

・価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

②　当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（２）　【保管】

該当事項はありません。

（３）　【信託期間】

平成13年12月3日から無期限とします。

（４）　【計算期間】

毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は平成13年12月３日から平成14年１月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）　【その他】

①　信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

１．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

２．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更４.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

１．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

４．前記３.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託約款の変更をしません。

５．委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２.に定める変更を行う場合において、前記３.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおける委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

２．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

３．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mizuho-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦　運用報告書

委託会社は、５月と11月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

http://www.mizuho-am.co.jp/

４　【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して５営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３　【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

１　【財務諸表】

【ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）】

（１）　【貸借対照表】

（単位：円）

区　分	前期特定期間 （平成26年11月10日現在）	当期特定期間 （平成27年5月11日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	82,528,032	60,944,488
親投資信託受益証券	6,364,337,904	5,997,212,387
未収利息	94	67
流動資産合計	6,446,866,030	6,058,156,942
資産合計	6,446,866,030	6,058,156,942
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	26,577,961	24,168,194
未払解約金	22,017,376	2,453,652
未払受託者報酬	564,333	557,130
未払委託者報酬	8,747,109	8,635,502
その他未払費用	28,208	27,848
流動負債合計	57,934,987	35,842,326
負債合計	57,934,987	35,842,326
純資産の部		
元本等		
元本	6,644,490,481	6,042,048,603

剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△255,559,438	△19,733,987
元本等合計	6,388,931,043	6,022,314,616
純資産合計	6,388,931,043	6,022,314,616
負債純資産合計	6,446,866,030	6,058,156,942

（２）　【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区　分	前期特定期間 （自　平成26年5月13日 至　平成26年11月10日）	当期特定期間 （自　平成26年11月11日 至　平成27年5月11日）
営業収益		
受取利息	6,900	6,632
有価証券売買等損益	799,987,865	437,874,483
営業収益合計	799,994,765	437,881,115
営業費用		
受託者報酬	3,356,099	3,381,478
委託者報酬	52,019,429	52,412,834
その他費用	167,739	169,015
営業費用合計	55,543,267	55,963,327
営業利益又は営業損失（△）	744,451,498	381,917,788
経常利益又は経常損失（△）	744,451,498	381,917,788
当期純利益又は当期純損失（△）	744,451,498	381,917,788
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,170,191	2,558,471
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△896,857,296	△255,559,438
剰余金増加額又は欠損金減少額	70,600,957	9,241,137
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	70,600,957	9,239,973
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	1,164
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,695,146	1,984,504
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	1,973,022
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,695,146	11,482
分配金	165,889,260	150,790,499
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△255,559,438	△19,733,987

（３）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期特定期間 （自　平成26年11月11日 至　平成27年5月11日）
１　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２　収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３　その他	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成26年11月11日から平成27年5月11日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　　目	前期特定期間 （平成26年11月10日現在）	当期特定期間 （平成27年5月11日現在）
１　特定期間末日の受益権総口数	6,644,490,481口	6,042,048,603口
２　元本の欠損金額	純資産額は元本を255,559,438円下回っております。	純資産額は元本を19,733,987円下回っております。
３　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	0.9615 円 (9,615 円)	0.9967 円 (9,967 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期特定期間 （自　平成26年5月13日 至　平成26年11月10日）		当期特定期間 （自　平成26年11月11日 至　平成27年5月11日）	
	(単位:円)		(単位:円)
１　信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	11,653,467	１　信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	11,748,161

（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。
2　分配金の計算過程	**2　分配金の計算過程**

第150期計算期間（平成26年5月13日から平成26年6月10日）末に、費用控除後の配当等収益（23,763,780円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（528,156,677円）、分配準備積立金（649,505,581円）より、分配対象収益は1,201,426,038円（１万口当たり1,677円）であり、うち28,649,270円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第151期計算期間（平成26年6月11日から平成26年7月10日）末に、費用控除後の配当等収益（25,017,917円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（521,445,101円）、分配準備積立金（636,417,832円）より、分配対象収益は1,182,880,850円（１万口当たり1,672円）であり、うち28,284,954円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第152期計算期間（平成26年7月11日から平成26年8月11日）末に、費用控除後の配当等収益（17,921,700円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（495,723,267円）、分配準備積立金（645,593,780円）より、分配対象収益は1,159,238,747円（１万口当たり1,658円）であり、うち27,958,835円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第153期計算期間（平成26年8月12日から平成26年9月10日）末に、費用控除後の配当等収益（26,062,137円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（465,384,699円）、分配準備積立金（643,541,390円）より、分配対象収益は1,134,988,226円（１万口当たり1,656円）であり、うち27,406,378円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第154期計算期間（平成26年9月11日から平成26年10月10日）末に、費用控除後の配当等収益（18,021,705円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（438,446,717円）、分配準備積立金（653,192,002円）より、分配対象収益は1,109,660,424円（１万口当たり1,643円）であり、うち27,011,862円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第155期計算期間（平成26年10月11日から平成26年11月10日）末に、費用控除後の配当等収益（24,814,932円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（411,479,355円）、分配準備積立金（653,778,439円）より、分配対象収益は1,090,072,726円（１万口当たり1,640円）であり、うち26,577,961円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第156期計算期間（平成26年11月11日から平成26年12月10日）末に、費用控除後の配当等収益（25,702,233円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（384,755,912円）、分配準備積立金（660,268,442円）より、分配対象収益は1,070,726,587円（１万口当たり1,639円）であり、うち26,116,359円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第157期計算期間（平成26年12月11日から平成27年1月13日）末に、費用控除後の配当等収益（19,045,590円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（359,554,236円）、分配準備積立金（668,970,670円）より、分配対象収益は1,047,570,496円（１万口当たり1,629円）であり、うち25,714,206円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第158期計算期間（平成27年1月14日から平成27年2月10日）末に、費用控除後の配当等収益（19,655,327円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（334,852,908円）、分配準備積立金（670,706,410円）より、分配対象収益は1,025,214,645円（１万口当たり1,620円）であり、うち25,304,104円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第159期計算期間（平成27年2月11日から平成27年3月10日）末に、費用控除後の配当等収益（21,736,631円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（311,495,061円）、分配準備積立金（674,423,898円）より、分配対象収益は1,007,655,590円（１万口当たり1,615円）であり、うち24,950,007円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第160期計算期間（平成27年3月11日から平成27年4月10日）末に、費用控除後の配当等収益（19,482,012円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（287,951,873円）、分配準備積立金（678,511,491円）より、分配対象収益は985,945,376円（１万口当たり1,607円）であり、うち24,537,629円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第161期計算期間（平成27年4月11日から平成27年5月11日）末に、費用控除後の配当等収益（13,376,739円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（265,501,972円）、分配準備積立金（681,431,249円）より、分配対象収益は960,309,960円（１万口当たり1,589円）であり、うち24,168,194円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成26年5月13日 至 平成26年11月10日）	当期特定期間 （自 平成26年11月11日 至 平成27年5月11日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2.金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 （平成26年11月10日現在）	当期特定期間 （平成27年5月11日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 親投資信託受益証券 同左 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成26年5月13日 至 平成26年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	415,271,861
合計	415,271,861

当期特定期間（自 平成26年11月11日　至 平成27年5月11日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△52,335,642
合計	△52,335,642

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成26年5月13日 至 平成26年11月10日）	当期特定期間 （自 平成26年11月11日 至 平成27年5月11日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

期別 項　　目	前期特定期間 （平成26年11月10日現在）	当期特定期間 （平成27年5月11日現在）
1　期首元本額	7,251,454,237 円	6,644,490,481 円
期中追加設定元本額	14,015,012 円	836,498 円
期中一部解約元本額	620,978,768 円	603,278,376 円

（４）　【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）

（平成27年5月11日現在）

種類	通　貨	銘　柄	口数	評価額	備考

親投資信託受益証券					
	日本・円	ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド	1,738,725,614	5,997,212,387	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	1,738,725,614 1 99.6%	5,997,212,387 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				5,997,212,387	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）　貸借対照表

（単位：円）

区　分	（平成27年5月11日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	389,685,203
コール・ローン	184,963,067
株式	333,206,809
新株予約権証券	22,889,157
国債証券	211,855,901
社債券	6,850,008,489
投資証券	7,380,636
未収入金	83,045,251
未収配当金	108,160
未収利息	78,561,050
前払費用	7,116,579

流動資産合計	8,168,820,302
資産合計	8,168,820,302
負債の部	
流動負債	
未払金	158,392,118
流動負債合計	158,392,118
負債合計	158,392,118
純資産の部	
元本等	
元本	2,322,412,616
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,688,015,568
元本等合計	8,010,428,184
純資産合計	8,010,428,184
負債純資産合計	8,168,820,302

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成27年1月31日 至 平成27年5月11日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・新株予約権証券・国債証券・社債券・投資証券 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　　目	（平成27年5月11日現在）
1　　計算期間末日の受益権総口数	2,322,412,616口
2　　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	3.4492 円 (34,492 円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成27年1月31日 至 平成27年5月11日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	（平成27年5月11日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 株式、新株予約権証券、国債証券、社債券、投資証券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 ②わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

（自 平成27年1月31日 至 平成27年5月11日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△7,905,876

新株予約権証券	2,193,094
国債証券	842,182
社債券	69,221,602
投資証券	203,302
合計	64,554,304

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

期別 項　　目	（平成27年5月11日現在）
1　親投資信託の期首における元本額	2,464,748,143 円 （平成27年1月31日）
期中追加設定元本額	10,813,345 円
期中一部解約元本額	153,148,872 円
2　期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	2,322,412,616 円
MHAM　ＵＳインカムオープンＡコース（為替ヘッジあり）	277,097,995 円
MHAM　ＵＳインカムオープンＢコース（為替ヘッジなし）	306,589,007 円
MHAM　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）	1,738,725,614 円

（3）　附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

有価証券明細表

ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド　（平成27年5月11日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米・ドル	AMG CAPITAL TRUST 5.15%(PFD)	7,900	61.36	484,773.23	
	CROWN CASTLE INT 4.5%(PFD)	2,410	105.09	253,266.90	

	DOMINION RESOURCES 6.0%(PFD)	10,000	57.03	570,300.00	
	NEXTERA ENERGY 5.799% (PFD)	6,500	57.60	374,400.00	
	SWK 6.25%(PFD)	4,250	119.00	505,750.00	
	TEXAS CAPITAL BK 6.5% (PFD)	6,300	25.05	157,815.00	
	WELLS FARGO CO 7.5%(PFD)	360	1,213.00	436,680.00	
米・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	37,720 7 4.2%		2,782,985.13 (333,206,809) 100.0%	
合計		37,720		333,206,809 (333,206,809)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド　（平成27年5月11日現在）

種類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券					
	米・ドル	COOPER-STANDARD HOLDING-CW17	5,636.00	191,173.12	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	5,636.00 1 0.3%	191,173.12 (22,889,157) 0.3%	
新株予約権証券 合計				22,889,157 (22,889,157)	
国債証券					
	米・ドル	CAYMAN ISLANDS GOVT 5.95%	200,000.00	229,500.00	
		GOVT OF BERMUDA 4.854%	200,000.00	216,500.00	
		US TREASURY N/B 0.5%	1,325,000.00	1,323,447.10	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	1,725,000.00 3 2.6%	1,769,447.10 (211,855,901) 3.0%	
国債証券 合計				211,855,901 (211,855,901)	
社債券					
	米・ドル	3M COMPANY 2%	400,000.00	390,914.00	
		ABBVIE INC 3.2%	37,000.00	37,278.72	
		ABBVIE INC 4.5%	53,000.00	53,216.55	
		ACTIVISION BLIZZAR5.625%	200,000.00	213,250.00	
		ACTIVISION BLIZZARD6.125%	190,000.00	209,000.00	
		ADOBE SYSTEMS INC 3.25%	100,000.00	100,378.80	

ADT CORP 3.5%	75,000.00	69,562.50	
AEP INDUSTRIES 8.25%	200,000.00	205,500.00	
AFFINION GROUP 7.875%	50,000.00	32,000.00	
AIR LEASE CORP 3.875%	100,000.00	103,250.00	
AIR LEASE CORP 3.875%	150,000.00	220,593.75	※
AIRCASTLE LTD 5.5%	65,000.00	69,387.50	
AKAMAI TECHNOLOGIES 0%	325,000.00	359,329.75	※
ALERE INC 3%	300,000.00	359,437.50	※
ALERIS INTL INC 7.875%	75,000.00	77,812.50	
ALIBABA GROUP 3.6%	600,000.00	593,865.60	
ALLIANCE DATA SYS 6.375%	400,000.00	418,000.00	
ALTA WIND HLDGS 7%	242,696.62	285,885.93	
ALTICE SA 7.75%	200,000.00	204,000.00	
AMAZON.COM INC 4.8%	700,000.00	734,243.30	
AMC NETWORKS 4.75%	150,000.00	153,562.50	
AMERICAN AXLE&MFG 6.625%	10,000.00	10,762.50	
AMERICAN EQUITY 6.625%	125,000.00	133,750.00	
AMERICAN GREETINGS7.375%	50,000.00	53,625.00	
AMERICAN TOWER CORP 2.8%	98,000.00	98,084.86	
AMSURG 5.625%	40,000.00	40,800.00	
AMSURG CORP 5.625%	160,000.00	163,600.00	
ANTERO RESOURCES 5.375%	175,000.00	178,062.50	
APX GROUP INC 6.375%	75,000.00	75,093.75	
ARCELORMITTAL 5.25%	18,000.00	18,810.00	
ARGOS MERGER SUB 7.125%	100,000.00	105,250.00	
ARTESYN ESCROW INC 9.75%	150,000.00	150,750.00	
A-S CO-ISS SUB INC7.875%	120,000.00	123,600.00	
AUTOZONE INC 2.5%	35,000.00	34,845.02	
B&G FOODS INC 4.625%	200,000.00	201,770.00	
BALL CORP 4%	275,000.00	270,531.25	
BANK OF AMERICA 4.2%	100,000.00	101,237.80	
BANK OF AMERICA 4.25%	250,000.00	250,485.50	
BANK OF AMERICA 6.5%	150,000.00	159,327.00	
BILL BARRETT CORP 7%	20,000.00	18,400.00	
BIOMARIN PHARMACEUT 0.75%	125,000.00	180,546.87	※
BIOMET INC 6.5%	275,000.00	292,325.00	
BOMBARDIER INC 7.5%	40,000.00	39,750.00	
BOYD GAMING CORP 6.875%	65,000.00	65,772.20	
BRIXMOR OPERATING 3.85%	100,000.00	99,608.09	
BROOKFIELD RESIDENTI6.5%	100,000.00	104,375.00	

CABLEVISION SYSTEM5.875%	250,000.00	265,155.00	
CALIFORNIA RESOURCES 5.5%	150,000.00	144,750.00	
CARRIZO OIL & GAS 6.25%	43,000.00	43,967.50	
CASCADES INC 5.5%	50,000.00	50,312.50	
CATAMARAN CORP 4.75%	55,000.00	60,362.50	
CBRE SERVICES INC 5%	75,000.00	78,000.00	
CBRE SERVICES INC 5.25%	75,000.00	81,008.25	
CC HOLDINGS GS 3.849%	100,000.00	100,649.20	
CCO HLDGS LLC 6.625%	225,000.00	240,468.75	
CDR DB SUB INC 7.75%	100,000.00	84,500.00	
CDW LLC/CDW FINANCE 5.5%	115,000.00	121,900.00	
CEDAR FAIR LP/CAN 5.25%	200,000.00	208,000.00	
CENTENE CORP 4.75%	75,000.00	79,218.75	
CENTENE CORP 5.75%	325,000.00	347,750.00	
CENTERPOINT ENERGY VER	500,000.00	328,125.00	※
CHART INDUSTRIES 2%	60,000.00	61,650.00	※
CHESAPEAKE ENERGY 4.875%	62,000.00	59,520.00	
CHESAPEAKE ENERGY 5.75%	88,000.00	88,660.00	
CHINOS INTERMED7.75%	75,000.00	65,250.00	
CHS/COMMU 6.875%	150,000.00	160,125.00	
CHS/COMMU 8%	300,000.00	320,250.00	
CIT GROUP INC 5%	425,000.00	435,072.50	
CITGO HOLDING INC 10.75%	120,000.00	127,500.00	
CITIGROUP INC FLOAT	100,000.00	101,000.00	
CLEAVER-BROOKS 8.75%	75,000.00	75,937.50	
CLEVELAND CLINIC 4.858%	250,000.00	243,063.25	
CME GROUP INC 3%	100,000.00	99,506.00	
COEUR MINING INC 7.875%	75,000.00	63,187.50	
COMMSCOPE INC 5.5%	100,000.00	100,000.00	
COMPILER FINANCE SUB 7%	100,000.00	76,000.00	
CONCHO RESOURCES 5.5%	350,000.00	356,125.00	
CONSOLIDATED COMM 6.5%	75,000.00	76,687.50	
CONSTELLATION BRAND4.25%	350,000.00	355,880.00	
CONSTELLATION BRANDS 6%	25,000.00	28,187.50	
COTT BEVERAGES 6.75%	75,000.00	78,937.50	
COVANTA HOLDING 5.875%	100,000.00	103,000.00	
CPI INTL INC 8%	125,000.00	129,062.50	
CROWN CASTLE INTL 5.25%	75,000.00	79,968.75	
CROWN CORK &SEAL 7.375%	200,000.00	231,000.00	
CROWNROCK LP 7.125%	175,000.00	183,750.00	

CST BRANDS INC 5%	150,000.00	153,750.00	
DARDEN RESTAURAN 6.8% MC	50,000.00	60,965.80	
DAVITA INC 5.75%	225,000.00	240,198.75	
DDR CORP 3.625%	75,000.00	74,069.32	
DDR CORP 7.875%	100,000.00	123,877.20	
DELL INC 7.1%	65,000.00	71,500.00	
DIAMOND FOODS INC 7%	25,000.00	25,937.50	
DIAMONDBACK ENERGY7.625%	172,000.00	186,620.00	
DIGICEL GROUP LTD 8.25%	100,000.00	104,375.00	
DISCOVER FINANCIAL 3.75%	50,000.00	49,438.95	
DISH DBS CORP 5.125%	30,000.00	30,300.00	
DISH DBS CORP 5.875%	272,000.00	273,360.00	
DISH DBS CORP 6.75%	250,000.00	265,625.00	
DRESSER-RAND 6.5%	175,000.00	187,031.25	
DYNEGY INC 7.375%	75,000.00	79,500.00	
DYNEGY INC 7.625%	50,000.00	53,375.00	
ECHO GLOBAL LOGIS 2.5%	52,000.00	54,827.49	※
EL PASO ELECTRIC 5%	125,000.00	128,050.75	
EL PASO LLC 7.25%	150,000.00	170,252.85	
ELIZABETH ARDEN 7.375%	100,000.00	85,625.00	
EMDEON INC 11.0%	75,000.00	82,406.25	
ENERGY TRANSFER 5.875%	75,000.00	78,750.00	
ENTERGY ARKANSAS 4.95%	50,000.00	51,079.90	
ENVISION HEALTH 5.125%	75,000.00	76,687.50	
EOG RESOURCES INC 3.15%	75,000.00	75,258.45	
EPR PROPERTIES 4.5%	75,000.00	75,533.32	
EQUINIX INC 4.875%	50,000.00	51,500.00	
ESTERLINE TECH 7%	100,000.00	104,500.00	
EXAMWORKS GROUP 5.625%	45,000.00	46,687.50	
EXCO RESOURCES 8.5%	109,000.00	67,307.50	
FAMILY TREE ESCROW 5.75%	100,000.00	106,000.00	
FEDERAL REALTY INVS 3%	100,000.00	99,623.10	
FEDEX CORP 4.1%	125,000.00	116,889.62	
FGI OPERATING CO 7.875%	100,000.00	83,500.00	
FIAT CHRYSLER 7.875%	150,000.00	196,090.50	※
FIRST DATA CORP 11.25%	90,000.00	101,700.00	
FIRST DATA CORP 8.25%	250,000.00	267,500.00	
FLEXTRONICS INTL LTD 5%	50,000.00	53,125.00	
FLUIDIGM CORP 2.75%	300,000.00	268,687.50	※
FMR LLC 5.35%	500,000.00	575,867.00	

FRONTIER COMM 7.625%	100,000.00	100,125.00	
FTI CONSULTING INC 6%	100,000.00	106,750.00	
GCI INC 6.875%	54,000.00	55,620.00	
GENCORP INC 7.125%	125,000.00	134,531.25	
GENERAL ELEC CAP FLOAT	600,000.00	699,000.00	
GENERAL MOTORS FIN 4.375%	290,000.00	303,714.68	
GILEAD SCIENCES 3.5%	550,000.00	566,159.00	
GRAPHIC PACKAGING 4.75%	75,000.00	78,187.50	
GRAPHIC PACKAGING 4.875%	25,000.00	25,875.00	
GULFMARK OFFSHORE 6.375%	85,000.00	69,912.50	
GULFPORT ENERGY 6.625%	13,000.00	13,292.50	
HARMAN INTL IND 4.15%	133,000.00	133,766.47	
HARRIS CORPORATION4.854%	27,000.00	26,851.06	
HARRIS CORPORATION5.054%	107,000.00	105,801.06	
HARRON COMM/HARRON9.125%	175,000.00	191,843.75	
HCA INC 4.25%	70,000.00	72,887.50	
HCA INC 5%	75,000.00	79,356.75	
HCA INC 5.375%	79,000.00	81,962.50	
HCA INC 5.875%	25,000.00	27,843.75	
HCA INC 7.5%	350,000.00	408,187.50	
HCA INC 7.58%	25,000.00	28,187.50	
HCA INC 7.69%	96,000.00	110,520.00	
HCA INC 7.75%	250,000.00	268,437.50	
HELIX ENERGY SOL 3.25%	60,000.00	61,800.00	※
HILAND PART LP 7.25%	100,000.00	109,500.00	
HILCORP ENERGY 5%	50,000.00	49,125.00	
HILTON WORLDWIDE 5.625%	150,000.00	158,250.00	
HORNBECK OFFSHORE 5.875%	119,000.00	111,562.50	
HOST HOTELS & RES 4%	40,000.00	40,387.84	
HOST HOTELS&RESORTS3.75%	45,000.00	45,069.43	
HOST HOTELS&RESORTS5.25%	75,000.00	82,645.42	
HUGHES SATELLITE 7.625%	200,000.00	224,000.00	
HUNTINGTON INGALLS 5%	175,000.00	181,781.25	
HUNTSMAN INTERNATI5.125%	50,000.00	50,625.00	
IFM US COLONIAL 6.45%	400,000.00	436,914.80	
IHEART COMMUNICATIONS 9%	100,000.00	99,837.00	
IHEARTCOMM 11.25%	175,000.00	178,718.75	
ILLINOIS PWR 7.0%	100,000.00	97,250.00	
ILLUMINA INC 0.25%	105,000.00	245,766.15	※
IMPERIAL METALS 7%	15,000.00	15,075.00	

INFOR US INC 6.5%	114,000.00	117,705.00	
INTEL CORP 3.25%	225,000.00	369,282.37	※
INTELSAT LUXEMBOUR 7.75%	239,000.00	220,776.25	
INTL LEASE FIN 6.25%	200,000.00	221,500.00	
INTL LEASE FIN 8.25%	300,000.00	367,500.00	
JABIL CIRCUIT INC 4.7%	75,000.00	78,562.50	
JARDEN CORP 1.875%	270,000.00	456,300.00	※
JBS USA LLC 5.875%	100,000.00	101,500.00	
JLL/DELTA DUTCH 7.5%	50,000.00	52,562.50	
JOHNSON&JOHNSON 2.15%	1,000,000.00	1,017,372.00	
JPMORGAN CHASE 1.625%	250,000.00	249,783.00	
JPMORGAN CHASE 3.875%	100,000.00	100,711.90	
JPMORGAN CHASE 5.3% FLOAT	80,000.00	80,400.00	
K HOVNANIAN ENTERPRISE5%	100,000.00	87,500.00	
KB HOME 1.375%	450,000.00	432,281.25	※
KINDER MORGAN 8.05%	25,000.00	29,624.70	
KINDER MORGAN INC 7.75%	25,000.00	29,795.85	
KINETICS CONCEPT 12.5%	75,000.00	82,406.25	
KLA-TENCOR 4.65%	250,000.00	255,973.00	
LADDER CAP FIN 5.875%	150,000.00	142,312.50	
LAFARGE SA 7.125%	50,000.00	64,250.00	
LAM RESEARCH CORP 3.8%	125,000.00	124,201.62	
LAND O'LAKES 6%	130,000.00	139,750.00	
LAZARD GROUP 3.75%	250,000.00	243,440.00	
LBC TANK TERMINAL 6.875%	75,000.00	78,000.00	
LEGACY RESERVES 6.625%	80,000.00	69,200.00	
LENNAR CORP 4.5%	75,000.00	77,250.00	
LIFEPOINT HOSPITALS 5.5%	50,000.00	52,840.00	
LLOYDS BANKING GROUP 4.5%	400,000.00	409,668.80	
LOCKHEED MARTIN CORP 2.9%	100,000.00	99,000.60	
MACQUARIE GROUP 6%	250,000.00	284,999.50	
MACYS RETAIL HLDGS 4.5%	150,000.00	152,940.45	
MALLINCKPODT 4.75%	425,000.00	406,937.50	
MARKWEST ENERGY 5.5%	125,000.00	131,250.00	
MARKWEST ENERGY 6.75%	300,000.00	317,814.00	
MASTERCARD 3.375%	580,000.00	600,130.06	
MCRON FINANCE SUB 8.375%	180,000.00	190,966.50	
MEDIACOM BRDBND 6.375%	200,000.00	210,750.00	
MEDIVATION INC 2.625%	100,000.00	240,937.50	※
MEG ENERGY CORP 6.375%	50,000.00	48,750.00	

MEG ENERGY CORP 7%	300,000.00	297,000.00	
MEMORIAL SLOAN 4.2%	100,000.00	94,849.80	
MERCK & CO INC 3.7%	125,000.00	117,729.00	
MGM RESORTS INTL 6%	125,000.00	129,531.25	
MICROSOFT CORP 2.375%	150,000.00	148,379.40	
MICROSOFT CORP 4%	150,000.00	139,105.80	
MIRABELA NICKEL 144-A 1%	1,265.82	0.12	
MOHEGAN TRIBAL 9.75%	75,000.00	80,250.00	
MONSANTO CO 2.75%	100,000.00	99,710.00	
MOTOROLA SOLUTIONS 3.5%	100,000.00	101,004.20	
MPH ACQUISITION 6.625%	35,000.00	37,056.25	
MPT OPER PARTNER 5.5%	90,000.00	95,400.00	
MSCI INC 5.25%	50,000.00	52,125.00	
MTR GAMING 11.5%	133,000.00	143,640.00	
MUFG AMERICAS HLDGS 3%	50,000.00	48,439.95	
MYLAN INC 3.75%	150,000.00	801,562.50	※
NCL CORP LTD 5.25%	50,000.00	51,500.00	
NEIMAN MARCUS GROUP 8%	200,000.00	214,500.00	
NES RENTALS 7.875%	100,000.00	102,250.00	
NETFLIX INC 5.375%	735,000.00	762,562.50	
NEUBERGER BERMAN 5.875%	250,000.00	269,687.50	
NEW ALBERTSONS INC 7.75%	144,000.00	141,840.00	
NEWFIELD EXPLOR 5.625%	275,000.00	292,875.00	
NORTHERN TIER 7.125%	125,000.00	131,250.00	
NSG HOLDINGS LLC 7.75%	191,947.87	210,182.91	
OASIS PETROLEUM 6.5%	75,000.00	75,375.00	
OASIS PETROLEUM 7.25%	200,000.00	206,500.00	
OCEANEERING INTL 4.65%	175,000.00	176,604.57	
OMEGA HEALTHCARE 5.875%	75,000.00	80,625.00	
OMNICARE INC 3.5%	185,000.00	256,803.12	※
OMNICARE INC 4.75%	50,000.00	54,062.50	
OMNICOM GROUP 3.65%	125,000.00	126,980.00	
ORACLE CORP 4.125%	107,000.00	104,255.34	
ORACLE CORP 4.375%	133,000.00	128,076.73	
OSHKOSH CORP 5.375%	25,000.00	26,000.00	
OSHKOSH CORP 5.375%	25,000.00	26,062.50	
PACTIV LLC 7.95%	75,000.00	76,500.00	
PANHANDLE EASTRN 8.125%	300,000.00	359,884.50	
PAR PHARMACEUTICAL7.375%	250,000.00	267,812.50	
PDC ENERGY INC 7.75%	200,000.00	214,500.00	

PEABODY ENERGY CORP 10%	60,000.00	51,000.00	
PENN VIRGINIA CORP 8.5%	75,000.00	73,500.00	
PEPSICO INC 4.25%	200,000.00	202,756.80	
PERRIGO FINANCE 4.9%	200,000.00	202,559.20	
PERRY ELLIS 7.875%	25,000.00	26,000.00	
PETCO HOLDINGS 8.5%	125,000.00	129,062.50	
PETROBRAS GLOBAL 4.375%	175,000.00	157,356.50	
PINNACLE ENTERTAI 6.375%	140,000.00	149,800.00	
PINNACLE FOODS 4.875%	100,000.00	101,125.00	
PLATFORM SPECIALTY 6.5%	100,000.00	105,000.00	
PLY GEM INDUSTRIES 6.5%	48,000.00	45,960.00	
POPULAR INC 7%	150,000.00	152,812.50	
PRICELINE GROUP INC 1%	250,000.00	344,218.75	※
PRICELINE GROUP INC3.65%	125,000.00	126,686.62	
PROJECT HOMESTAKE 8.875%	25,000.00	25,312.50	
PROOFPOINT INC 1.25%	50,000.00	74,218.75	※
PULTE GROUP INC 6.375%	165,000.00	171,600.00	
RALPH LAUREN CORP 2.125%	115,000.00	116,594.70	
RAYONIER AM PROD 5.5%	75,000.00	68,250.00	
REGENCY ENERGY 5.875%	150,000.00	164,931.60	
REGENERON PHARMACE1.875%	105,000.00	600,928.12	※
REYNOLDS GROUP 8.25%	175,000.00	185,062.50	
RHP HOTEL PPTY/RHP FIN5%	100,000.00	102,000.00	
RHP HOTEL PPTY/RHP FIN5%	21,000.00	21,315.00	
RICE ENERGY INC 6.25%	75,000.00	75,750.00	
RITE AID CORP 6.125%	75,000.00	78,562.50	
RITE AID CORP 7.7%	300,000.00	358,500.00	
RIVERS PITTSBURGH 9.5%	127,000.00	133,985.00	
ROCKWOOD SPECIALTI4.625%	150,000.00	156,562.50	
ROSETTA RESOURCES 5.875%	75,000.00	75,000.00	
ROYAL CARIBBEAN 7.5%	175,000.00	204,750.00	
SABINE PASS LIQUEFA 5.75%	250,000.00	250,000.00	
SABINE PASS LIQUEFA 5.625%	325,000.00	326,218.75	
SALESFORCE.COM 0.25%	120,000.00	150,150.00	※
SALLY HOLDINGS 5.5%	50,000.00	52,875.00	
SALLY HOLDINGS 5.75%	150,000.00	160,125.00	
SANDISK CORP 0.5%	235,000.00	243,078.12	※
SBA TELECOM INC 5.75%	100,000.00	104,500.00	
SCIENTIFIC GAMES 7%	25,000.00	25,975.00	
SEALED AIR CORP 4.875%	35,000.00	35,700.00	

SEALED AIR CORP 5.125%	35,000.00	36,312.50	
SEALED AIR CORP 6.875%	150,000.00	159,000.00	
SEALED AIR CORP 8.375%	200,000.00	226,500.00	
SELECT MEDICAL 6.375%	35,000.00	35,087.50	
SEMGROUP LP 7.5%	55,000.00	58,025.00	
SEMINOLE HARD ROCK5.875%	75,000.00	75,750.00	
SHEARERS FOODS 9%	100,000.00	109,000.00	
SHELL INTERNATIONAL4.55%	275,000.00	292,354.70	
SHELL INTL FIN 3.25%	107,000.00	108,571.40	
SL GREEN REALTY 4.5%	28,000.00	28,972.29	
SM ENERGY CO 6.5%	100,000.00	105,000.00	
SOTHEBY'S 5.25%	100,000.00	99,750.00	
SOUTHERN GRAPHICS 8.375%	100,000.00	102,125.00	
SOUTHERN STAR CENT5.125%	50,000.00	52,750.00	
SPRINGS INDUSTRIES 6.25%	75,000.00	74,250.00	
STEEL DYNAMICS 5.125%	75,000.00	76,875.00	
STEEL DYNAMICS 5.5%	50,000.00	51,750.00	
SUGAR HSP GMNG 6.375%	150,000.00	144,375.00	
SUNGARD DATA SYS 6.625%	300,000.00	313,875.00	
SUNPOWER CORP 0.75%	260,000.00	373,425.00	※
SYNOVUS FINANCIAL 7.875%	150,000.00	170,625.00	
TARGA RESOURCES 5.25%	100,000.00	101,750.00	
TD AMERITRADE 2.95%	50,000.00	50,442.10	
TD AMERITRADE 3.625%	250,000.00	257,948.75	
TENET HEALTHCARE 8.125%	400,000.00	439,000.00	
TESLA MOTORS INC 1.25%	610,000.00	575,687.50	※
TESORO LOGISTICS 5.5%	50,000.00	53,250.00	
TESORO LOGISTICS 5.875%	117,000.00	122,850.00	
TESORO LOGISTICS 6.125%	50,000.00	52,500.00	
TESORO LOGISTICS 6.25%	100,000.00	106,500.00	
THE MEN'S WEARHOUSE 7%	25,000.00	26,718.75	
THE MET 3.4%	100,000.00	91,555.80	
T-MOBILE USA INC 6.5%	825,000.00	860,062.50	
T-MOBILE USA INC 6.633%	250,000.00	264,375.00	
TOLL BROS FINANCE 0.5%	350,000.00	364,000.00	※
TOLL BROS FINANCE 4.375%	45,000.00	46,170.00	
TOLL BROS FINANCE 5.625%	30,000.00	32,850.00	
TOPS HOLDING 8.75%	106,000.00	104,410.00	
TOYS R US PROPERTY 8.5%	75,000.00	75,375.00	
TPC GROUP INC 8.75%	50,000.00	48,437.50	

		TPC GROUP INC 8.75%	25,000.00	24,218.75	
		TRANSDIGM INC 6%	75,000.00	75,937.50	
		TRIANGLE USA PETRO 6.75%	25,000.00	21,343.75	
		TRIMBLE NAVIGATION 4.75%	200,000.00	206,406.60	
		TRINITY INDUSTRIES 4.55%	145,000.00	142,514.70	
		UAL 2007 TRUST 6.636%	158,557.17	171,241.74	
		UNIFRAX I LLC 7.5%	75,000.00	76,500.00	
		UNITED RENTALS 5.75%	100,000.00	102,875.00	
		UNITYMEDIA HESSEN 5.5%	200,000.00	209,000.00	
		UNIVISION COMM 5.125%	22,000.00	22,096.25	
		UNIVISION COMM 5.125%	75,000.00	75,328.12	
		UPCB FINANCE LTD 7.25%	250,000.00	273,437.50	
		VALEANT PHARMA 5.5%	40,000.00	40,600.00	
		VALEANT PHARMA 5.625%	100,000.00	103,000.00	
		VALEANT PHARMA 6.375%	200,000.00	211,750.00	
		VALEANT PHARMA 6.375%	50,000.00	52,937.50	
		VERISIGN INC 4.625%	75,000.00	75,187.50	
		VERISIGN INC 5.25%	75,000.00	76,500.00	
		VIPSHOP HOLDING 1.5%	200,000.00	302,750.00	※
		VIRGIN MEDIA 5.375%	225,000.00	235,406.25	
		VULCAN MATERIALS 4.5%	75,000.00	75,750.00	
		WACHOVIA CAP III FLOAT	268,000.00	266,574.24	
		WALGREENS BOOTS 3.8%	63,000.00	63,723.17	
		WATCO COS LLC/FIN 6.375%	75,000.00	76,312.50	
		WATERJET HOLDINGS 7.625%	25,000.00	26,500.00	
		WHITEWAVE FOODS 5.375%	900,000.00	967,500.00	
		WILLIAM CARTER 5.25%	275,000.00	286,000.00	
		WILLIAM LYON HOMES 7%	150,000.00	156,750.00	
		WIND ACQUISITION 7.375%	200,000.00	206,250.00	
		WYNDHAM WORLDWID 3.9%	125,000.00	123,683.50	
		XILINX INC 2.625%	125,000.00	192,656.25	※
		XLIT LTD 4.45%	25,000.00	25,002.52	
		ZAYO GROUP LLC/ZAYO 6%	100,000.00	100,750.00	
		ZOETIS INC 3.25%	100,000.00	98,597.20	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	53,083,467.48 360 85.5%	57,212,131.38 (6,850,008,489) 96.6%	
社債券 合計				6,850,008,489 (6,850,008,489)	
投資証券					
	米・ドル	AMERICAN TOWER CORP (PFD)	600.000	61,644.00	

	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	600.000 1 0.1%	61,644.00 (7,380,636) 0.1%	
投資証券 合計				7,380,636 (7,380,636)	
合計				7,092,134,183 (7,092,134,183)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
（注４）備考欄の※は新株予約権付社債であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘　柄　数		組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	株式	7	4.5%	―	―	―	100.0%
	新株予約権証券	1	―	0.3%	―	―	
	国債証券	3	―	―	―	2.9%	
	社債券	360	―	―	―	92.2%	
	投資証券	1	―	―	0.1%	―	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2　【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成27年5月29日現在）

Ⅰ　資産総額（円）	6,219,730,097
Ⅱ　負債総額（円）	24,031,139
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	6,195,698,958
Ⅳ　発行済口数（口）	6,004,922,567
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	1.0318

（参考）ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド

Ⅰ　資産総額（円）	8,325,324,058
Ⅱ　負債総額（円）	116,147,296
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	8,209,176,762
Ⅳ　発行済口数（口）	2,296,989,808
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	3.5739

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成27年5月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成27年5月末日現在)

①　会社の組織図

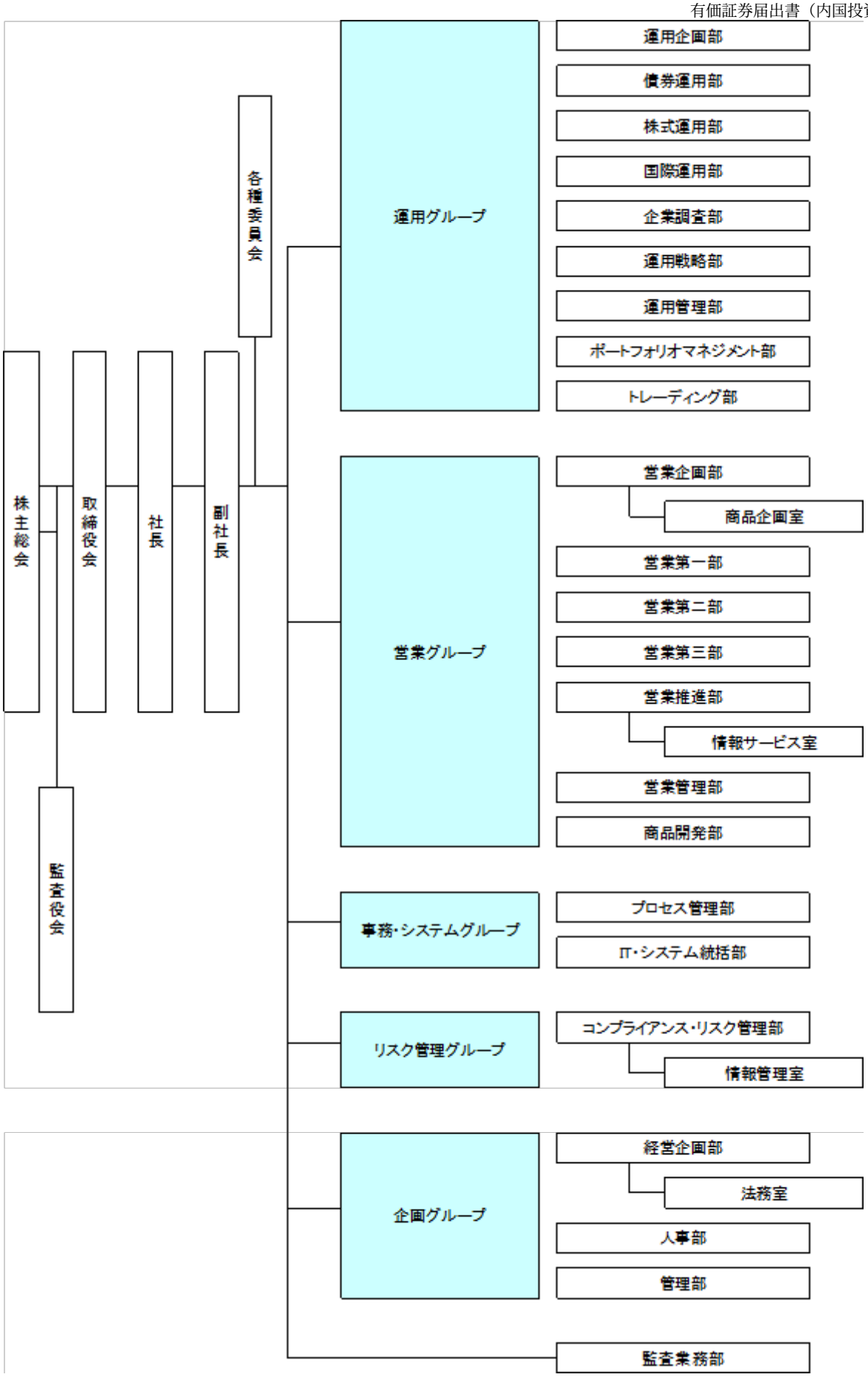

② 運用の基本プロセス

1　運用に関する会議および委員会

a　運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月１回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b　運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

２　運用の流れ

a　ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b　ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c　売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

２　【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成27年5月29日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	448,354,750,115
追加型株式投資信託	233	2,122,730,613,470
追加型金銭信託受益権投資信託	1	325,459,809
単位型株式投資信託	8	23,580,212,040
合計	257	2,594,991,035,434

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２　当社は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：　千円）

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,545,563	20,801,864
有価証券	-	127,840
短期貸付金	16,597,222	-
前払費用	183,438	156,891
未収委託者報酬	1,470,180	1,827,951
未収運用受託報酬	1,321,564	1,812,198
繰延税金資産	188,902	185,882
その他流動資産	196,162	159,069
貸倒引当金	△ 5,816	△ 1,092
流動資産合計	23,497,217	25,070,606
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	137,028	124,850
工具、器具及び備品（純額）	72,964	71,443
リース資産（純額）	4,898	2,140
有形固定資産合計	※１ 214,891	※１ 198,434
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	95	65
無形固定資産合計	12,842	12,812
投資その他の資産		
投資有価証券	2,826,706	3,987,168
長期差入保証金	502,361	360,258
前払年金費用	357,258	331,766
会員権	8,400	8,400
繰延税金資産	75,535	-
その他	2,618	23,186
貸倒引当金	-	△ 19,534
投資その他の資産合計	3,772,878	4,691,245
固定資産合計	4,000,612	4,902,492
資産合計	27,497,829	29,973,099
負債の部		
流動負債		
預り金	276,070	77,889
リース債務	3,838	2,648
未払金		
未払収益分配金	827	746
未払償還金	27,355	5,716

未払手数料	651,486	819,341
その他未払金	15,090	86,205
未払金合計	694,760	912,009
未払費用	1,677,557	2,038,097
未払法人税等	429,878	393,574
未払消費税等	88,739	426,857
賞与引当金	305,900	328,900
その他流動負債	5,881	3,075
流動負債合計	3,482,625	4,183,052
固定負債		
リース債務	6,417	2,088
役員退職慰労引当金	149,446	104,240
時効後支払損引当金	13,720	8,128
繰延税金負債	-	306,725
その他固定負債	3,213	6,926
固定負債合計	172,796	428,109
負債合計	3,655,422	4,611,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,988,395	7,739,742
利益剰余金合計	17,121,579	17,872,927
株主資本合計	23,883,654	24,635,002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 41,248	726,935
評価・換算差額等合計	△ 41,248	726,935
純資産合計	23,842,406	25,361,937
負債純資産合計	27,497,829	29,973,099

（２）　【損益計算書】

（単位：　　千円）

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	16,375,163	17,538,139
運用受託報酬	3,587,945	4,463,429
営業収益合計	19,963,108	22,001,569
営業費用		
支払手数料	7,780,375	8,480,510
広告宣伝費	263,900	247,790
公告費	76	1,140
調査費		
調査費	1,292,601	1,259,067
委託調査費	4,323,525	4,883,037
図書費	4,666	4,308
調査費合計	5,620,793	6,146,412
委託計算費	178,878	101,919
営業雑経費		
通信費	60,623	59,454
印刷費	174,012	128,143
協会費	18,378	18,777
諸会費	2,523	2,540
その他	574,210	855,319
営業雑経費合計	829,747	1,064,234
営業費用合計	14,673,771	16,042,008
一般管理費		
給料		
役員報酬	136,969	142,983
給料手当	1,875,653	1,832,723
賞与	286,984	295,180
給料合計	2,299,607	2,270,886
交際費	975	775
旅費交通費	65,596	91,851
租税公課	50,531	51,783
不動産賃借料	422,294	339,964
退職給付費用	120,603	126,451
福利厚生費	362,963	368,622
賞与引当金繰入	305,154	319,122
役員退職慰労引当金繰入	26,354	27,249
固定資産減価償却費	39,685	31,216
諸経費	396,680	358,817
一般管理費合計	4,090,447	3,986,740
営業利益	1,198,889	1,972,819
営業外収益		
受取配当金	4,071	7,027
受取利息	11,663	7,340
有価証券解約益	303	953
有価証券償還益	11	-

時効到来償還金等		1,537		21,856
雑収入		9,772		51,171
営業外収益合計		27,360		88,349
営業外費用				
有価証券解約損		140		-
有価証券償還損		2,310		2,197
ヘッジ会計に係る損失		1,832		2,240
時効後支払損引当金繰入額		-		17,685
雑損失		3,398		63,198
営業外費用合計		7,682		85,321
経常利益		1,218,567		1,975,847
特別利益				
投資有価証券売却益		-		10,500
特別利益合計		-		10,500
特別損失				
減損損失	※１	18,257	※１	51,292
ゴルフ会員権評価損		8,800		-
事業再構築費用		-	※２	125,173
外国税負担損失		-	※３	53,547
貸倒引当金繰入		-		19,534
特別損失合計		27,057		249,548
税引前当期純利益		1,191,509		1,736,799
法人税、住民税及び事業税		506,024		616,760
法人税等調整額		△21,353		16,247
法人税等合計		484,671		633,008
当期純利益		706,838		1,103,790

（３）　【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：　千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,515,116	16,648,301	23,410,376
当期変動額							
剰余金の配当					△233,559	△233,559	△233,559
当期純利益					706,838	706,838	706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					473,278	473,278	473,278
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△20,541	△20,541	23,389,835
当期変動額			
剰余金の配当			△233,559
当期純利益			706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,707	△20,707	△20,707
当期変動額合計	△20,707	△20,707	452,571
当期末残高	△41,248	△41,248	23,842,406

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：　千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654
当期変動額							

剰余金の配当					△352,443	△352,443	△352,443
当期純利益					1,103,790	1,103,790	1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					751,347	751,347	751,347
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	24,635,002

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△41,248	△41,248	23,842,406
当期変動額			
剰余金の配当			△352,443
当期純利益			1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	768,183	768,183	768,183
当期変動額合計	768,183	768,183	1,519,530
当期末残高	726,935	726,935	25,361,937

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（５）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

５．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法
（１）ヘッジ会計の方法
時価ヘッジによっております。
（２）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…株価指数先物取引
ヘッジ対象…有価証券
（３）ヘッジ方針
当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。
（４）ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

７．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項
（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成26年３月31日）		当事業年度 （平成27年３月31日）	
※１　有形固定資産の減価償却累計額		※１　有形固定資産の減価償却累計額	
建物	160,134千円	建物	111,156千円
工具、器具及び備品	341,459千円	工具、器具及び備品	277,249千円
リース資産	23,744千円	リース資産	16,185千円

（損益計算書関係）
※１　減損損失
当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	15,455
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	2,802

賃貸借契約の一部解約により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成26年３月31日時点の帳簿価額を減損損失（18,257千円）として特別損失に計上しました。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	23,139
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	4,253
本社（東京都港区）	除却対象資産	原状回復費用	23,900

レイアウト変更により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成27年３月31日時点の帳簿価額および原状回復費用を減損損失（51,292千円）として特別損失に計上しました。

※２　事業再構築費用
事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用であります。

※３　外国税負担損失
証券投資信託に係る外国税負担額であります。

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項
（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発効日
平成25年６月12日第50回定時株主総会	普通株式	233,559,540	222	平成25年３月31日	平成25年６月13日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発効日
平成26年６月11日第51回定時株主総会	普通株式	352,443,450	利益剰余金	335	平成26年３月31日	平成26年６月12日

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項
（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発効日
平成26年６月11日第51回定時株主総会	普通株式	352,443,450	335	平成26年３月31日	平成26年６月12日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発効日
平成27年６月11日 第52回定時株主総会	普通株式	551,284,680	利益剰余金	524	平成27年３月31日	平成27年６月12日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

②　リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成26年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	3,545,563	3,545,563	-
（２）短期貸付金	16,597,222	16,597,222	-
（３）未収委託者報酬	1,470,180	1,470,180	-
（４）未収運用受託報酬	1,321,564	1,321,564	-
（５）投資有価証券			
その他有価証券	2,760,186	2,760,186	-
（６）長期差入保証金	502,361	501,871	△489

資産計	26,197,078	26,196,589	△489
（1）未払手数料	651,486	651,486	
負債計	651,486	651,486	-
デリバティブ取引（※1）			
①　ヘッジ会計が適用されているもの	(595)	(595)	-

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	20,801,864	20,801,864	-
（2）未収委託者報酬	1,827,951	1,827,951	-
（3）未収運用受託報酬	1,812,198	1,812,198	-
（4）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	4,054,289	4,054,289	-
資産計	28,496,304	28,496,304	-
（1）未払手数料	819,341	819,341	-
負債計	819,341	819,341	-
デリバティブ取引（※1）			
①　ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,601)	(3,601)	-
②　ヘッジ会計が適用されているもの	327	327	-
デリバティブ取引計	(3,274)	(3,274)	-

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収委託者報酬及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負　債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位:千円）

区分	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
非上場株式	66,520	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	3,544,827	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,597,222	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,470,180	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,321,564	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	4,168	-	2,214,706
長期差入保証金	502,361	-	-	-	-	-
合計	23,436,156	-	-	4,168	-	2,214,706

当事業年度（平成27年３月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	20,800,853	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,827,951	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,812,198	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	127,840	-	-	-	-	3,300,657
合計	24,568,844	-	-	-	-	3,300,657

(有価証券関係)

１　その他有価証券

前事業年度（平成26年３月31日）

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①　証券投資信託	392,200	367,480	24,719
小計	392,200	367,480	24,719
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①　証券投資信託	2,367,985	2,456,795	△ 88,809
小計	2,367,985	2,456,795	△ 88,809
合計	2,760,186	2,824,276	△ 64,089

当事業年度（平成27年３月31日）

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①　証券投資信託	3,740,183	2,664,442	1,075,740
小計	3,740,183	2,664,442	1,075,740
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①　証券投資信託	314,105	316,720	△ 2,615

小計	314,105	316,720	△ 2,615
合計	4,054,289	2,981,163	1,073,125

２　当事業年度中に売却したその他有価証券
該当するものはありません。

３　当事業年度中に解約・償還したその他有価証券
前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
①　証券投資信託	164,391	314	△ 2,451
合計	164,391	314	△ 2,451

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
①　証券投資信託	102,729	953	△ 2,197
合計	102,729	953	△ 2,197

（デリバティブ取引関係）
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
株式関連
前事業年度（平成26年３月31日）
該当するものはありません。

当事業年度（平成27年３月31日）

区分	取引の種類	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	197,054	-	△3,601	△3,601
合計		197,054	-	△3,601	△3,601

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連
前事業年度（平成26年３月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 106,344 252,129	 - -	 2,534 △3,129
合計			358,473	-	△595

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度（平成27年３月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）

ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 131,145 277,953	 - -	 △3,325 3,652
合計			409,098	-	327

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
退職給付引当金の期首残高	△263,427千円	△357,258千円
退職給付費用	49,885	150,018
退職給付の支払額	△4,008	△21,349
制度への拠出額	△139,708	△103,177
退職給付引当金の期末残高	△357,258	△331,766

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 (平成27年３月31日)
積立型制度の退職給付債務	843,869千円	669,318千円
年金資産	△1,201,127	△1,001,084
貸借対照表に計上された前払年金費用	△357,258	△331,766

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　前事業年度49,885千円　当事業年度58,362千円

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度17,406千円、当事業年度17,436千円であります。

(税効果会計関係)

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	17,486千円	4,795千円
ソフトウェア償却超過額	89,477	69,263

賞与引当金損金算入限度超過額	109,022	108,734
社会保険料損金不算入額	15,513	15,665
役員退職慰労引当金	53,262	34,461
未払事業税	32,931	30,421
その他有価証券評価差額金	22,841	-
その他	85,682	93,137
繰延税金資産小計	426,218	356,479
評価性引当額	△34,454	△24,103
繰延税金資産合計	391,764	332,375
繰延税金負債		
前払年金費用	△127,327	△107,027
その他有価証券評価差額金	-	△346,190
繰延税金負債合計	△127,327	△453,218
繰延税金資産の純額	264,437	△120,843

２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
評価性引当額	0.17	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.48	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.01	
住民税等均等割	0.32	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.56	
その他	0.15	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.68	

３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.26%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,701千円減少し、法人税等調整額が16,570千円、その他有価証券評価差額金が36,271千円それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）及び当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家Ａ	2,629,803	投資運用業

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）及び当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,633,008	未払手数料	316,753
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,233,240	未収委託者報酬	1,284,975

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,833,692	未払手数料	361,219
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	13,851,610	未収委託者報酬	1,661,682

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
株式会社みずほフィナンシャルグループ
（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）	当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
１株当たり純資産額	22,622.37円	24,106.70円
１株当たり当期純利益金額	671.85円	1,049.16円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）	当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	706,838	1,103,790
普通株式に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	706,838	1,103,790
期中平均株式数（株）	1,052,070	1,052,070

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	株式会社ＳＢＩ証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	マネックス証券株式会社	12,200	
	楽天証券株式会社	7,495	
	株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社千葉興業銀行	57,941	
(3) 投資顧問会社	ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	非公開	投資会社の有価証券の引受けまたは販売、個人・組合・法人および投資会社を含むその他主体に対する投資にかかわるアドバイスの提供を含む投資顧問または運用業務、ブローカーまたはディーラーとしてのあらゆる種類の有価証券の売買、投資会社に加え一般会社の有価証券の引受けまたは販売、およびこれらの業務に付随する総ての活動などに加え、それらに限られない、一般有価証券業務に従事するものとします。

(注)資本金の額：平成27年3月末日現在

２ 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドにおいて、委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

３ 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成27年8月10日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名　　称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３ 【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５ 「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6) 当ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用する場合があります。また、販売用資料等において、当ファンドの運用実績を表示する場合があります。

(7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。

・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第398号」であること。
・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」４「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月１１日

みずほ投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江見　睦生　印
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第５２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月２６日

みずほ投信投資顧問株式会社
　取締役会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　市瀬　俊司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　亀井　純子　印

　当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭ ＵＳインカムオープン毎月決算コース(為替ヘッジなし)の平成２６年１１月１１日から平成２７年５月１１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭ ＵＳインカムオープン毎月決算コース(為替ヘッジなし)の平成２７年５月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。